
令和元年 第3回(定例)うきは市議会会議録(第2日)

令和元年9月9日(月曜日)

議事日程(第2号)

令和元年9月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鎌水 英一君	8番 熊懐 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田竈 正規君	監査委員事務局長	松尾 正和君

会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長		石井 孝幸君	
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長		松岡 美紀君	
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	末次ヒトミ君
住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	吉松 浩君
うきはブランド推進課長		樋口 秀吉君	
農林振興課長兼農業委員会事務局長		石井 太君	
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	瀧内 教道君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
人事秘書係長	河原 祐介君	保育所係長	岡本優美子君

午前9時00分開議

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。13番、江藤芳光議員の発言を許可します。13番、江藤芳光議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 皆さん、おはようございます。それから、傍聴にお見えいただいた皆さん、おはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、一番くじを引かせていただきましたので、早速、時間の制約もございますので質問に入らせていただきますが、その前に、きのう、浮羽町では、大所帯の御幸を除いて道路愛護がございました。その中で、市民から、後の反省会で共通した意見が出ておりますので、この場でお伝えを申し上げたいと思います。

1つは、道路愛護ですけれども、この高齢化、やはり年配の方がどうしてもお見えいただきます。やっぱり、この時期の問題ですね。きのうも——きょうも、もっと暑いでしょうけど、やはり、この時期的なものを前々から申し上げておりますけど、これ、御検討をひとついただきたい。ち

なみに、かんがいの水が落水した後であれば、河川の清掃もできるんじゃないかという点がございました。

それから、もう一つは、やはり、この高齢化の現実で、今、議論のというか課題の、優先的な課題になっております交通弱者の問題。山春、大石にはバスが通ってはおりますけども、なかなか自由がきかないということもございますので、何とか本格的に乗り出してほしいという皆さんのお声が出てきております。

それから、これは、ほかの小さな行政区から私のほうに連絡がありましたのが、きのうの道路愛護で、特に浮羽町は粗大ごみをアイランドのほうに搬出します。そうすると、そのトラックとか、それを搬出する手段がもう、いよいよなくなったと。できれば吉井方式にというお話がございましたので、この場をおかりしてお伝えし、御検討をお願いしたいと思います。

それでは、早速、質問に入らせていただきます。きょうは3つのテーマをお願いいたして、通告をいたしておるところでございます。早速、1つのテーマから入らせていただきたいと思います。

1つは、議会の実効性についてということのテーマを設定させていただきました。

これは、議会の議員の皆さんからも時折聞かれる声でもございますが、この1点目が、議会における議員発議、いわゆる政策提案等をやっております。この議論に対する市長、執行部の答弁結語、最後の言葉ですけれども、「検討します」「しっかり検討します」としながら、その結果は結果的にどうなったのかという思いでございます。市長と議会が二元代表制とする対等な権能において、その実効性をお伺いしたいというふうに思います。

2点目は、議会が議論の場として、議員の発議に対する市長、執行部答弁による、議員が一方的に質問するだけじゃなくて、議員に対しても、重要な案件については、市民が関心を持つような案件については、費用対効果など具体的な内容説明を求め、対等かつ緊張感のある政策論議が必要ではないかというふうに日ごろ思っておりますので、この2点について、市長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、議会の実効性について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、過去の答弁に対する検証についての御質問でありました。

一般質問におきましては、基本的に事前に担当課などと協議を行い、答弁をいたしております。また、答弁においては、市長としての考え方などの施策方針や各事業の取り組み状況を述べるとともに、議員からあった提案に対しても真摯に対応させていただいているところであります。

議会での質疑応答の際に、検討させていただく旨の内容でお答えした案件につきましては、議会終了後、管理職会議において、関係所管課に対し、検討することを徹底するよう指示してきた

ところでございますが、検討案件の内容によっては、長期の時間を要するものもございます。

検討案件の検証につきましては、結果が出たものにつきましては、御質問をいただきました議員に直接御報告をさせていただいております。また、検討結果が施策等に反映される場合には、全員協議会に報告させていただいているところでございます。

時間を要するものにつきましては、経過報告を求めるなど、検証案件の内容を踏まえて適切に対応するよう努めてまいり所存でございます。

2点目が、議会を対等かつ緊張感のある政策議論の場とすべきではないかとの御質問であります。執行部といたしましては、提案した議案等につきましては、丁寧に提案の理由、必要性等を説明し、議員の皆様にご理解をいただき、御承認をいただくことが第一であると、このように考えております。

また、一般質問等で議員の皆さんから施策等の御提案をいただく場合で、そのとき、聞きっ放しではなく、内容によっては、もっと反論も必要ではないかとの御指摘がありますが、これまでも御提案に対して、このような理由で対応できないなど答弁はさせていただいておりますが、御指摘も踏まえ、もっと政策議論につながるよう心して対応させていただきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 市長の、これまで7年間おつき合いをさせていただいておりますが、質問するまでもなく、そういうことだろうという認識は持っておりましたが、やはり一般論からして、ここに「国会答弁の適切な言葉」というのが、かなり昔から私も資料をいただいているんですけど、これはもう、ネットで拾いますともう、一番上に出てきます。まだこれが息づいているんだなというのは、「国会答弁の適切な言葉」と題して、これは公式ではありませんけれども、国家公務員官僚の「あんちょこ」、いわゆる教科書として活用されているようにお聞きをします。

この例を1つ、ここで挙げさせていただきますと、「前向きに対応します」という、1つの結語が、答弁があった場合については、「遠い将来には何とかなるかもしれないけど、やや明るい希望を相手に持たせる言い方」というのが1つあります。「十分対応します」というのは、時間をたっぷり稼ぎたいという意味合いだと。「努めます」というのは、結果的には責任をとらないと。それから、今、市長からありまして、よく使われる言葉ですけども、「検討する」というのは、検討するだけで実際には何もしないこと。こういう言葉が認識的に一般論としてあるようでございます。うきは市の場合は、そういうことはないと思いつつも、この場をかりて、一層職員の方が真摯に努力をいただくというところで申し上げたところでもございます。

実際、市長が答弁されたとおり、幹部会にかけてやっていることは耳にします。しかし、結果

的に、これがどうなったのかというのは、ほとんど議員、これを追跡している方もいらっしゃいますけど、一方、議員側も、あれはどうなったのかということ積極的に確認する行為も必要であろうというふうに思っておりますが、やはり、こういう神聖な議場でお互いが対等の関係でやり合った結論が、私たちも、終わったら、これを「議会だより」に載せ、それと、議員の中では、自分で新聞をつくって支援者の方に配布をしている方もいらっしゃいます。そういう結果であったとお伝えして、その後、それはどうなったのかという声も、あんまりはないと思うんですけど、何かもう自然に、言いつ放し、聞きつ放しで終わっていくんじゃないかという危機感をちょっと感じましたので、きょう冒頭に、こういうことをお聞きしたところでもございます。

この間、鹿児島島の始良という、広報の先進地に行きました。この件、捉えて、追跡調査を広報広聴委員会がやって、あれはどうなったのかという表題で、それを追跡して調べて広報に載せるというやり方も参考になる事案でもございました。

次の2点目の、実効あるといいますか、反論という言葉も出てきましたが、そういう議会基本条例第11条に求める、規定します反問権ではなくて、もっと自由闊達なやりとりが、私も9年、議員になってなりますけども、それを望んでおるところでございます。櫛川議長が反問権を行使するという声をよく言いますのも、それも確かに。

ただ、全国調べても、反問権は基本条例に、ほぼどこでも規定されているようですけども、私が見るところは、1件もこれが行使された例はないというふうに認識をいたしておりますので、今後とも、きょうを機会に、ひとつ新たな、職員の皆さん、よろしく願い申し上げて、この件については終わらせていただきます。

あとがでございます。

それじゃあ、次に、本論に入っていきたいと思いますが、2点目のテーマでございます。うきは市役所職員、組織・職員の現状と課題における「生き残りをかけた市役所の総合戦略」についてというテーマで質問をさせていただきます。

まず、1点目は、現行の組織運営体制（体質）、市役所の体質及び職員の職務意識（意欲と責任）さらには働き方改革（来年4月施行の「会計年度任用職員制度」を含む）、この制度が始動による、始まることによる、市役所の現状と課題をお伺いをいたしたいと思います。

2点目、来年度以降の約10年、組織の年齢構成、50歳以上——50から60歳までですね、が空洞化する。いよいよもう人間がそこにいないという10年間の空洞期間が来年からいよいよスタートするというところでございます。この期を、次代を担う行政組織の安定・継続強化を図る「うきは市総合戦略」の好機と捉えますが、どう取り組むお考えなのか、その方針をお伺いをいたします。

最後に、要は人材にあります。次代を担う若手職員は育っているのか。幹部職員は所属職員の

育成にどう取り組んでいるのか。その現状と課題、今後・将来への具体的な対策をお伺いいたします。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市役所組織運営及び職員の現状と課題、さらには、生き残りをかけた市役所の総合戦略について大きく3点の御質問をいただきました。

1点目が、働き方改革等が求められる中、うきは市役所の現状と課題についての御質問であります。人口減少、少子高齢化、グローバル化を初めとして自治体を取り巻く環境は一層厳しさを増し、多様化・複雑化する住民ニーズへの対応が求められ、Society 5.0社会へと時代が変革する中で、時代の変化に対応し得る組織運営及び職員の育成が大きな課題となっております。

そのような中、平成30年7月6日に、多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のため、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が公布されております。市におきましても、令和元年6月議会において、「うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」を改正し、時間外勤務命令の上限等に関する措置を設けたところであります。

しかしながら、働き方改革は、ただ単に長時間労働を抑制するといった場当たりの改善ではなく、高度化、複雑化する社会の変化に対応した仕事の再構築といった根本的な改革が必要です。限られた職員数の中で、いかに効率的に生産性を高めていくかが重要と考えるところでございます。

市といたしましては、定型的なパソコン操作をロボットが自動化し、事務処理業務の効率を飛躍的に向上させる技術でありますRPA——ロボティック・プロセス・オートメーションと呼んでおりますが、こういうことを活用して働き方改革を進めている先進自治体の例を研究しながら、特に若い人材が働き続けられる職場、男女を問わず仕事と子育てや介護などが両立できる職場、地域活動や自己研さんに充てる時間が確保できる職場づくりに努め、ワークライフバランスを確保した上で、職員が生き生きと意欲を持って働くことにより、一層行政サービスの質を向上させる働き方改革に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

2点目が、市役所職員の年齢構成への対応方針についてでございますが、御指摘のように、これから10年の市役所職員の年齢構成を見ますと、これまでの管理職を担う50歳代の職員数が極端に少ない状況となり、市役所の組織体制をどのように維持していくかが大きな課題となっております。このため、市におきましては、業務体制を見直し、刻々と変化する社会情勢や課題に柔軟に対応できる行政組織の再構築に早急に取り組むことが重要となっております。

そこで、業務体制につきましては、スクラップアンドビルドによる事務事業の見直しを進めてまいりたいと考えております。また、組織体制につきましては、複雑多様化する行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる能力と意欲を持った人材を育成するとともに、年齢にはとらわれず、適材適所を旨として人事配置をすることが重要であると、このように思っております。また、国・県及び近隣自治体との人事交流、民間人材の登用を初め、将来を見据えた職員採用なども人事マネジメントについて取り組むことで対応してまいりたいと考えております。

3点目が、次代を担う若手職員の育成への管理職の関与についてでございますが、うきは市では平成28年度より人事評価制度を導入し、能力、実績に基づく人事管理を行うことにより、組織全体の士気高揚を促し、職員の能力と意欲の向上、あわせて若手職員の育成に努めてきたところでございます。

管理職は、人事評価制度に基づく評価結果を踏まえて、若手職員の強みや弱みを分析検証し、必要とする課題別研修や階層別研修を受講させることにより、政策形成能力や行政運営能力の養成、業務遂行能力向上といった能力開発につなげております。また、常日ごろからコミュニケーションや面談を通して、自発的な能力開発が促されるよう指導を行っているところでございます。さらに、日常的な職場での研修、いわゆるOJT研修により、能力開発を促進する職場風土を醸成し、人が育つ環境づくりに努めております。

今後も人事評価制度を活用し、主体的に行動できる人材の育成と、業務に対するモチベーションの維持・向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 答弁いただきました。

私が申し上げる、このテーマは、重複しますが、1点目は、今、現常勤職員、非常勤の方もいらっしゃるんですけども、まず、この職場全体の、やっぱり職務に対する意欲ですね。これをどう、やっぱり現実、向上させていくかというのが1つ。それから、答弁もありましたが、今後10年間、組織人事対策、そして業務の合理化対策といいますか、検証の上の合理化対策、それから、3点目は、次世代を担う若手職員をどう育てるかというのは、これは、うきは市役所の、日本全体の課題であるということは当然のことだと思っております。

そこで、余談ではございますけど、最近こういう言葉を耳にします。「目指せ課長補佐。とどまれ課長補佐」という言葉をよく耳にします。これは、現代の若い世代のみならず、社会一般の心理現象というふうに思っております。これまで、私たちの世代、もっと後になりますけども、いわゆる組織というのはピラミッド型、いわゆる自己実現、トップを目指して必死に頑張っていくというのが当然の私たちの心理ではございました。OJTでよく皆さん、お聞きして、職員の方も、管理職の方は特にお聞きしたと思いますけど、アメリカのマズローの欲求の5段階という

のがございますですね。これはもう、5段階、人間が目指す、やっぱり心理というのが、もう本能的に当然のことというふうに私たちは受け継いできました。

しかし、今の社会を見ると、ピラミッドじゃなくて台形社会、もう突き出た部分はなく、もう台形の社会が構造化してしまっているということを非常に心配をいたしますが、先般も民間のそれなりの方とお話ししましたら、全くもう、公務員のみならず民間もそうです。頭を痛めてます。そういう状況でございますが、現実的には、特にもう、若い職員にそういうことは言いたくないんだけど、仕事よりも家庭、仕事よりもライフワーク、そして、管理職とか、そういう立場になりたくないという責任逃れの構造組織になってきているんじゃないかということをもう報道でもよく言われます。皆さんも御承知のとおりだと思いますので、特に、こういう指摘をテーマに挙げると、管理職の皆さんはもう、日常の中で頭を痛めている現実かなというふうに推測をするわけでございますが、今申し上げた私の思いというのを市長がどう受けとめておられるのか、その見解をまずは伺いしたいと思います。正直なところを申し上げます。

○議長（**櫛川 正男君**） 高木市長。

○市長（**高木 典雄君**） 先ほどから答弁させていただいてますように、刻々と社会経済情勢が変わる中に、時代に合った行政サービスをどう運営していくか、そこには職員の、やっぱり資質の向上が何よりも重要だと、このように認識しております。

今、議員のほうで、モチベーションというか、職員の士気の維持・向上の話がありました。全くそのとおりで、例えば、非常に専門的な話になりますが、この士気、モチベーションとは、内なる動因と外なる誘因と2つあって、外なる誘因というのは、給料を上げるとか、そういうことでありますが、問題は、内なる動因、みずから進んで働きたいという意欲を醸成することが本当のモチベーションの要諦だと、このように思っております。

そういう面でいきますと、いつも議会で答弁させていただいておりますが、昨年の秋口から2年間続けて若手職員とプロジェクトチームで、人生100年時代を見据えた、うきは市における新たな生涯現役社会づくりのプロジェクトチームというのをやっています。毎月1回の会合で、必ず私もそこに出席をして、例えば今後、刻々と変わるであろう2020年問題とか2030年問題、2040年問題、2045年問題の詳しい資料をつけて若手職員と議論をして、そんな中で、この人生100年時代を迎えようとしてると。問題は、平均寿命が延びることはいいんだけど、健康寿命をそれにあわせるため、延ばすためにどうしたらいいか。そして、その後、全てのうきは市民の皆さんが楽しく人生を全うしていただくための現役社会づくりはどうあったらいいかというのを2年間にかけて、今、議論をしています。こういう会合で若手職員と議論しながら、やっぱり将来を見据えたところでどうあるべきか、そういうことを考えるのも非常に重要な案件だと、このように思っておりますので、今後も事あるごとに、そういういろんな場を持ちな

がら、私自身も職員とともに考えて対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 若手のプロジェクト、大いに結構でございますし、私もそう考えますが、このプロジェクトのあらかたのメンバーをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） ほとんど20代、30代の職員で、13名の職員から成るプロジェクトチームでございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） できますならば、すばらしい、将来を担うような方々がその13名に入っているかどうかわかりませんが、できるならば、ちょっとやる気のない人をどんどんそれに使ってほしいと思います。でないと、できる人だけがこうじゃなくて、底上げをしないと、そういうふうには、いろんな経験を今までやってきたあれからすると、そう思いましたので、ちょっと申し上げたところでございます。そう、対象に感じた方は申しわけございません、若手の職員。

そこで、私が議員9年目になりますけども、ずっと関心がありますから、職員と接しながら見てきました。今、この9年といっても、大きく今、市長が言う、複雑多様化という言葉で総称されるように、とにかく、いろんな業務、制度が激変してます。それが1つ。それから、追いつけないほどの情報化。そして、ともに、これら変動に伴う住民意識、価値観の変化。こういうものを考えると、この問題を捉えて、そこだけどうのこうのと言えなくなるんです、構造社会になってますですけどね。

それから、もう一つは、御承知のとおり、平成12年、2000年に地方分権の一括法が成立しました。機関委任事務がなくなりました。もう自分の自治体は自分の責任でやりなさいということでありまして、国と県と市町村自治体は対等な関係ですよと言いながら、実態は、やはり国県の関与、いわゆる自治法第245条資料提出要求、こういう根拠をもとに、もう矢継ぎ早に調査資料提出を求めてくる現実、これを考えたときに、今の職員の現状も理解はできます。

ただ、その中で、今、うきは市は5年目に入って、地方創生にしっかり力点を置いて、市長をトップとしてやっております。議会も相応に非常に関心を持って取り組んでおります。しかし、職員の全体を見ると、やはりもう、今言うような仕事でもう、目先の仕事で余裕がなくて、こういう10年のマスタープラン、前期、後期、それとルネッサンス総合戦略、そういう基本的な計画さえ頭にある職員がどれだけおるじゃろうかという率直な思いになります。もう担当部署だけでやっていっても、こういう場では、こうやってます、やってますと言うけど、実態は、なかなか

か現実の中身を見れるものであるならば、そういうことじゃないかなというふうに思っております。

と同時に、うきは市が合併して14年ですか、15年になるんですか、14年ですね、3月の20日。傍聴の皆さんに申し上げておきたいんですけど、合併当時は、平成17年の3月20日。正確ではありませんが、人口が3万4,000人おりました。14年後の現実、3万を国調人口も切りまして、実際の人口動態も3万人切ってます。いわゆる4,000人以上、うきは市から人口は減っていると。ますますこれが広がっていくという現実であります。

ちなみに、この間、議会で福岡のほうに研修に行かせていただきました。自治体戦略2040構想研究会第32次地方制度調査会から、資料をここに、いただいてきたのを持ってきております。これはもう、職員の皆さんも、ほとんど、2025年問題、2040年問題、そういう人口減少についてはもう、ほぼ皆さんも共通認識をなさっていると思います。ここにも、うきは市ということがはっきり出ますけども、2040年と、あと20年後には、うきは市の人口は1万7,000人から1万8,000人になるということが明確に書かれている。40%、今より減少するんだということが言われております。まさに現実であろうかなという気がいたします。

そういうことで、国のほうも、この間、バブル崩壊後、いろんな行財政改革を市町村のほうに求めてきました。そして、うきは市の平成17年当時の職員数は280人、これは、保育園の先生は入ってたですか、保育園の先生を外して、行政職一般職で280人。この14年間で50人減少して、今230人です。

これをちょっとデータを調べてみました。そしたら、5万、全国の5万人未満の、ちょっと要件があるんですけども、5万人未満の人口の市、市ですね、市町村の市、うきは市も入りますが、126団体のうち、職員の少ないほうからの順番で、うきは市は23番目です。筑後地区では、少ないのが、筑後市が3番目です——あっ、2番目ですね。みやま市が5番目——あっ、6番目ですね。うきは市は23番目。筑後市あたりは面積がそうありませんから、単純比較はできないと思います。そういうことでございまして、職員数も、相当少ない職員数にして頑張っていたという現実があるのも、皆さんも認識すべきだというふうに思っております。

ただ、繰り返しますけども、大事なことは、やはり職員が、やっぱり意欲を持って、このうきは市をどうかしようやという気持ちが全員一人一人なからんと、そういうことは私は知らんばいというような職員はいないと思うけども、そういう雰囲気を感じることもあります。ぜひ、そういう方々は、プロジェクトにぜひ参加させていただいて、2次、3次、4次と、ずっとプロジェクトも続けていただいて、言いにくいことも、はっきりお互いが申し上げられるようなことでお願いしたい。

何で、ここで言うのかというと、私の関係する人々の話を、市内じゃなくて、聞きますけど、

うきは市の、この非常に自然豊かで民度も高い、人柄がいい、いい、この私たちの誇るべき地域で人口が減っていきよる現実がありますけど、これは、うきは市はやる気があるなら、どげんでもなるばいという話を複数から聞きます。そういう思いでありますから、きょう、あえて、こういうものに立ち上がっているわけでもございます。

確かに、見てきて、優秀な職員もいらっしゃることは事実です。ただ、意欲の問題、それから、今の構造、心理的な構造社会、この背景というのは、これはもう現実だというふうに思いますが、だからこそ生き残るためには、そういうことを力入れていかないと、その日暮らしになってしまったら、もういよいよ、これはだめだと思うんですよ。

そして、管理職の皆さんには申しわけないけども、もう仕事を見てますと、この議会对策、それから外交、いろんな問題をしっかり抱えていらっしゃいますので、さっき市長が人事評価制度のことを申し上げて、この結果に基づいて人事ということに当然なるでしょうけど、果たして、そういう上下の職員の皆さんとのコミュニケーションとか、本当のものをどう把握しているかというのは、甚だ、私も長年経験してきましたけれども、疑問が残ります。そんな余裕はない現状だというふうに思いますが、市長、いかがでございますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、議員御指摘のように、自治体戦略2040構想という話から、ちょっとお話をしたいと思います。

先ほども何年問題という形を羅列させていただきましたが、特に2040年というのは、我が国の65歳以上の高齢者の皆さんが一番ピークを迎える時期であります。高齢化率は、その後も伸びてくるかもしれませんが、実数として高齢者が一番ピークを迎えるのが2040。そんな中であって、我が国も1億、人口を切ろうとしている。うきは市においては、2040年には多分40%人口が減少するというのが、この構想の中で発表されております。

そういう中で、どう市民の皆さんの行政ニーズをしっかりと担っていくかというのが大きな課題であります。決して今の延長線で賄えるような話ではありませんので、今言われているのはスマート自治体、その先に、先ほどから答弁させていただいてます、Society 5.0であります。Societyというのは、今までの経済発展と、そのときの社会課題を両立して、未来の社会のあり方を提供するという話であって、Society 1.0は狩猟社会。狩猟民族の社会。Society 2.0は農耕社会、稲作文化が伝わってきた農耕社会。そして、Society 3.0というのは、イギリスから発生した産業革命、いわゆる工業化社会。そして、Society 4.0は、今の世界ですが、情報化社会、ICT化の社会であります。今、政府が見据えている2040年は、次なるSociety 5.0。それは、人工知能、ロボット社会を見据えております。そういう中において、公的な職場についても、そういう機械的など言ったら恐縮

なのですが、そういうものについては、しっかりそういうロボティックを活用して、職員は、本来やらなくてはいけない企画立案業務であったり、市民の皆さんへの直接のサービス提供など、職員、人間、職員でやらなければいけない業務に注力をするような、そういう組織体制を今の時期から考えていかななくてはいけない、このような時期だと、このように思っております。

では、本題に入りますが、合併して14年、適切な表現じゃないかもしれませんが、以前の管理職を初め、職員であれば、前例主義というか、前の方がやっていたことをそのままやればいいという時代で、時たま、それで済むことがあったかと思いますが、今日の管理職、そして職員は、刻々と変わる社会情勢、経済情勢に、どう市民の皆さんにサービスを提供していくかの中では、もう前例主義では、とてもじゃないけども対応できない世界に、今、本当に厳しい大きな転換期にあって、職員そのものが苦しみながら、今、対応しているのではないかなと、こう思っています。

そこで、私たちの仕事、特に市長としての職務は、そういう時代背景をしっかり職員に伝えながら、やっぱりモチベーションをどう持たせて、意欲を持って職務に当たってもらうのか、そこが一番の大きなポイントだと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 市長の思いはよくわかります。されど、現実の厳しさ、難しさ、なかなか厳しいものがあるというのは現実もございます。

一つ申し上げたいんですけど、市町村も私たちも、やっぱり反省せないかんというのが、例えば、ここで質問をしますですね。「よその自治体はどうですか」と言うと、「同じです」と言うと、みんな、それで、ああ、よそが同じならいいばいと。これが一番問題かなという気がします。やっぱり、うきは市独自の生き方を模索していかないと、近隣が同じだったら、ほっとして、もうこれで答弁は、みんな議員も納得してくれるであろうというふうな気持ちがあるなら、もう、それは調べはしなければなりませんけど、その辺はちょっと指摘をさせていただきたいと思えます。

ちょっと時間がございませぬので、これは総務課長のほうからお答えいただけるんでしょうか。

来年の4月から、先ほど申し上げたとおり、今回の大きな議題の一つで、会計年度任用職員制度というのがスタートを来年の4月からします。これは、総務産業委員会のほうで鋭意御議論をいただくというふうに思いますので、それは避けます。当然、出ませんが、この何点かだけはちょっと。

昨年の9月に、この働き方改革をテーマにして、ここでテーマして議論をさせていただきました。そのときの、これは田籠課長からの答弁だったと思いますが、昨年5月現在で250人を現員、現職員ですね、を想定ということでございませぬ、今度、臨時職員、今の臨時職員、嘱託臨時職員等々の皆さんには、今度、ボーナスも出ますし、通勤手当も出ます。制度がそうなります。

そこで、どのくらいの費用を要するかという質問に対する答弁が、年間9,200万円。通勤手当が1,200万円。試算合計しますと1億400万円と明確な答弁がっております。4月に向けて、こういう認識でよろしいのかどうかを、市長、総務課長になろうかと思いますが、答弁を、確認をしておきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 来年度、会計年度任用職員制度が導入されることとなります。今議会におきまして、条例等の制定もさせていただくところで予定をしているところでございます。

今現在、4月1日現在で250名程度の臨時職員、嘱託職員を配置させていただいているところでございますが、基本的な考えといたしまして、来年も同数の人数で想定は試算はしているところでございますけど、その賃金等につきまして、約4億円になっております。あと、交通費につきましては、これも人によって変わってくるかと思いますが、約1,000万円の経費を見込んでいるところでございます。

ただ、全協のほうでもちょっと御報告させていただきましたけど、当面、うちのほうとしましては、経費につきましては、今、31年度ベースで、ふえないようなところで制度設計等もさせていただいております。こちらにつきましては、労働時間の短縮とか、そういう部分で、その部分で捻出した分で期末手当等の経費も賄うところで制度設計をさせていただいております。あすの議案審議の中で詳しくは説明させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） その程度にとどめますが、ひとつよろしく願いをいたしておきたいと思います。

ただ、職員数と、今で言う嘱託臨時の職員数がほぼ同じ数ですよね。職員が、さっき言った50人減った分、やっぱり嘱託臨時の方がふえているという現状は、これはもう、うきは市だけではないというふうに思うんですけどですね。

そこで、時間がもう16分になりましたので、市長に一つ提案をして、ここを閉じたいと思います。

先ほども市長のほうから、10年間の50歳から60歳までが、わずかな職員で担っていくようになりますが、この問題は非常に重要な10年間だと思っております。先ほど言いました、市長の国県、それから、具体的に言うと、久留米市あたりとの人事交流、このあたりは、やっぱり考えていくべきかなという、そして、できるだけ優秀な方々を割愛人事をしながらやっぱりやっ

ていかないと、ただ来るだけでは職員は育たないと思いますから、やっぱり人材をどう、いい人をですか、探し求めるかということになります。

もう一つは、さっき申し上げましたけども、今、この組織管理の業務を一括して担っている人は、これは当然、管理職の皆さん、それぞれでありますけれども、正直、これはもう、なかなか手が届かない現実かなという、それを総括するのが市長公室長だろうと思うんですけど、そんな余裕があるようにも全く見えません。

結論は、いい人材を確保することが一つですけど、もう一つは、内務班で、課長補佐で内部のチームをまとめて、やっぱり業務を推進し、人事管理、危機管理、そういうものをやっぱり具体的に担う体制もひとつ検討いただきたいというのが、私がずっと考えた一つなんですよね。そういうことでもあります。

それと、職員採用。この間、NHKニュースで、兵庫県の宝塚市がニュースになったのをお聞きになった方も多いと思います。いわゆる就職氷河期で就職ができなかった方を3人、一般職に応募したら、600倍の1,800人以上が来たという報道がありました。これはびっくりして、全国の自治体でこれは受けとめるべきだという、なるほどなと思いました。案外、就職ができた、いい人材がいらっしゃるとい見解でもありますので、ひとつ参考になさっていただきたいというふうに思っております。ただし、若くても、やっぱり将来ともいいと、管理職には向いているという方を大いに抜てきすることは、それをあれするわけではありません。

そういうことをお願いするとともに、一つは、やはりスクラップアンドビルドの、もう慣例的に要らない仕事は、やっぱりぱっさりやっていく、思い切った措置が必要だということ、それから、やはりもう、いわゆるアウトソーシング、外部にもう委託をする業務は、当然ながら、ふえてくると思うんですよ、こういう、どこでも。できれば、外貨を外に出さないように、市役所の優秀なOBで、こういう、できる限りのことを受けとめて事務をするというシンクタンクもつくっていただいたらどうかという考えもあります。

最後に、一番大事なのは、11の自治協議会。自治協議会が今、これが本当に皆さんが、議員から、いろいろ共通した指摘がありますとおりに、いよいよこれを運営していくには、やっぱり自立をさせるためには、何をしたら自立するかという、真剣に考えて自立してもらわないと、もう今から会長、事務局になる人はいないというのは、もう、口がそろってますよ。だから、これを機会に改革するならば、自治協議会が、例えば保健課、それから福祉事務所がやっている包括ケアシステムで、これはもう自分たちが、みずから最終的にせないかん。でも、末端には全く、そういう関心が、現実はあるけども、動いてない。そういうために、やっぱり自治協議会を、防災面でもまだ自治協議会を活用していない。はっきり、1つの条件を思い切って措置して、そしてもう、あとはもう自分たちでやりましょうやという明確な結論を出さないと、ずるずる、ぐ

ずぐず言うばかりの繰り返しになっているというのは、これはもう会長だって、はっきりそうおっしゃるといのは共通してますよ。ひとつ思い切っていただきたいと思います。

ちょっと時間がもう10分になりました。大体もう、3つはもう無理だと思ったんですけど、この辺で言わんとすることは御理解いただいたと思いますので、最後のテーマに、10分間して終わりたいと思います。

3点目、これもまた生き残りをかけた「うきは農業戦略的振興政策」についてをテーマとします。

まず、1点目は、中山間地にとどまらず、平地及び果樹農業ともに生産基盤の現状をどう認識されておりますか。

2点目、これまで繰り返し、この場で指摘をさせていただいて提案もしてきました。これが、なぜ動いてこなかったのか。改めて、生き残りをかけた「うきは農業戦略的振興政策」を提案いたします。見解を求めます。

これは、お手元のほうに傍聴者の皆さんにもお配りをいたしております。カラーで配布しております。3点目が、さらに待ったなしの危機的状況と見ている。いつ動き出すのか、政策方針と、その概念をお伺いいたします。答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、生き残りをかけた「うきは農業戦略振興政策」について大きく3点の質問をいただきました。

1点目が、生産基盤の現状をどう認識しているのかという御質問であります。我が国の農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少、高齢化、農産物価格の下落、資材価格等の高騰により、生産コストが上昇することに伴う農業所得の減収等により、依然として厳しいものがあることは御承知のとおりでございます。そのような中、新規就農者や担い手の育成、農地集積・集約を進めていく一方で、農業生産基盤の強化を図っていくことも重要であると、このように認識しております。

うきは市の平坦地につきましては、米、麦、大豆を初め、トマトやイチゴ等の高収益作物が栽培をされております。基盤整備された農地につきましては、担い手への集積も進んでいる一方で、未整備地区や、後継者のいない条件の悪い農地につきましては、担い手の確保が危惧をされているところであり、山麓部につきましては、柿、ブドウ、梨等のフルーツが中心に栽培をされております。

農地は、昭和の時代から国営のパイロット事業で整備されておりますが、こちらにつきましても、後継者のいない条件の悪い農地につきましては荒廃地化が進んでおり、今後さらにふえていくことが危惧されるところでございます。

山間部につきましては、フルーツの栽培と棚田を中心とした稲作が中心であります。後継者不足により、荒廃地化が進んでいるのが現状であります。今後も、農業後継者や担い手の確保・育成に力を入れていかなければなりません。あわせて、優良農地を確保していくとともに、地域と一緒に守るべき農地を整理し、未整備地区等の生産基盤の強化、産地競争力の強化を図っていかなければならないと、このように考えております。

2点目が、うきは農業戦略的振興政策の御提案についてでございますが、議員の御提案のとおり、担い手や新規就農者の育成、人材確保、中山間地の農業振興等、さまざまな課題を解消していくためには、農業法人や認定農業者、株式会社うきはレインボーファームが連携していくことが必要であると考えております。また、各農業法人の統合や集落営農の法人化等により、離農者の受け皿が一本化されれば、効率よく農地の流動化が図られることも認識をしているところでございます。

しかしながら、農地の委託等につきましては、農家それぞれの事情により、特定の農業法人等に委託しているのが現状であります。現在、市といたしましても、各農業法人の現状や課題の聞き取り及び株式会社うきはレインボーファームとの政策協議等を行っております。各農業法人、団体等、それぞれの体制も異なり、御提案のような見直しには至っておりませんが、まずは、御提案でもあります、連携の部分をさらに強化し、提案書を参考にさせていただき、推進していきたいと、このように考えております。

3点目が、政策方針とその概念を伺うとの御質問であります。先ほども申し上げたとおり、農業従事者の減少、高齢化、農作物価格の下落等、大変厳しい状況にあります。これらの課題解決に向け、農業法人、認定農業者、行政組織、にじ農業協同組合及び株式会社うきはレインボーファーム等が連携をして取り組んでいかなければ解消できないと、このように認識をしております。

現在、先進的な取り組みで成果を上げております、信州うえだファームを参考にした農業振興事業等の展開について、にじ農業協同組合、久留米普及指導センター、福岡県農政部と協議を始めたところでございます。

いずれにいたしましても、担い手の確保、新規就農者の育成、耕作放棄地の解消、高収益型農業の推進など、早急に対応しなければならない課題が山積をしております。地域農業の担い手を確保しつつ、農業経営の多角化と高度化を推進するとともに、さらに、消費者のニーズに対応した高付加価値化、効率化、ブランド化を通じた、安全・安心、高品質、安定生産に取り組み、持続性の高い、力強い農業を目指してまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 危機的な認識はもう常に共通しておりますが、なぜ、こういう、

言葉は悪いんですけども、先進地を相当、私なりに関心を持って見てきました。この間は、中野議員もいらっしゃいますが、うえだファームの話も市長も一緒に聞きました。今の現状はもう、中山間地はもとよりですけど、果樹農業も相当放棄園が目に見え、流川あたりでもそうです。はっきり、そういう現実に来てます。

もう一つは、もう結局は人手です。今までは、近隣、近所のおばあちゃんあたりが摘蓄作業とか、いろんな作業をしておりましたが、いよいよ高齢化でいなくなった。なら、誰がするのかって、家族でやるのが望ましいけど、それができない状態。となると、市が独自でどうするかということ。よそもいろんな例があります。これが、私が出したイメージは、私がもう、現実的に農業に従事して考える施策のイメージですけども、まだ考え方は専門的にいろいろあるじゃろうと思うんです。ですから、ぜひ、こういう行動を早く起こさないと、今の課題はもう。私は大石宮農組合に参画してますけど、とにかくもう、もう大型機械が4法人に全部入っちゃう。

課題はもう共通、1点。オペレーター、人材がいないと。若い人たちはもう全く関心がない。結果的には、このままじゃ共倒れになるというのが、組合長何人かとも話しても、全く一緒の意見です。もう5年後はち言いながら、ここまで来てもう10年というふうになりますけど、何も動かないというのが非常に悪いんですけど、6次産業センターができました。私は、それも非常に、とれるものはとってきて、市長も一生懸命つくるのはいいんですけど、生産基盤があって初めて、そういうものが生きるのであって、この順序が、どうも、一緒にやって、並行やったらいいんですけども、どうしても、そういうふうなものが先行してしまうから、ちょっとおかしいんじゃないかというのが、私だけの話じゃありませんで、そういう認識になります。6次産業は、ぜひ成功させていただきたいと期待をいたしております。

そこで、2分しかありませんが、私の、このなかなか進まない原因の1つが、JAと行政が久留米市と田主丸だけ。これが、2つ行政が入ってます。だから、うきは市だけをするわけにはいかんというので、このレインボーファームが、1期、2期、3期というふうに、ここに資料を持ってきてますが、野鶴議員からも以前も指摘があったとおりです。ほとんど、これだけ目にして、当初計画、2期計画、3期計画、これがいつのスパンなのかという年次は書いてませんが、最初の初期計画でとまっております、トマトの値段も下がって経営も云々という話もあります。ですから、JAと、市とJAがいかに一体化していくかということで、その障壁になっているのが、JAが田主丸と合併で分断しましたから、それが障壁になって、うきはだけが進むわけにいかんという、それが障壁になっているんじゃないかち、私は思うんですけども。

ちょっと時間がもう50秒になりました。そういうことがありますので、もう一度、ひとつ考えていただきたいし、石井課長の意見を聞いたかったんですけど、きょうは、ちょっともう時間が——終わります。

最後に、柿部会長から、ぜひお願いしたいというのが、浮羽草野久留米線、草野の県道ですね、から北側にイノシシがどんどん入り込んできとるけん、何とか食いとめてくれという要望がありましたので、イノシシの話も含めて、中途半端ですけども、質問を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） これで、13番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、10番、佐藤湛陽議員の発言を許可します。10番、佐藤湛陽議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。まず、おはようございます。

それでは、始めたいと思いますが、文部科学省は昨年10月に、児童・生徒の問題行動、また、不登校等の指導上の諸問題に関する調査で、2017年度に不登校した小・中学生は14万4,031人、5年連続で増加し、16年ぶりに過去最大の更新をしたとの速報値を発表した。不登校になる理由は1つでなく、子供によって、年齢によってなど、さまざまです。学校での人間関係や勉強の問題、家族間の問題、そして一番難しいのは、原因が特定しにくいことにもあります。

学習障害、自閉スペクトラムやADHDなどの発達障害と不登校は密接な関係にあるようです。いじめや嫌がらせについても、発達障害には、周囲との協調性の欠如が原因や、きっかけになっている可能性が大いにあります。最近では、いじめがきっかけで不登校になった児童・生徒よりも、親子関係や家庭環境が原因となっている不登校になる児童・生徒が多いと言われているようだ。文部科学省の調べでは、5人に1人が当てはまるとのこと。そのような中で、どうしたら不登校がなくなるのか、もとより、不登校になった児童・生徒が、どうしたら苦しまない状況をつくってやることのできるのかを考えることが喫緊の課題でないだろうか。

令和元年8月31日の西日本新聞によると、楽しかった夏休みも終わり、生活のリズムが一変し、気持ちが落ち込んでいる子供も少なくないと思われる。国の調査によると、18歳以下の自殺は、夏休みの明けの9月1日が突出して多いとの調査結果がある。子供たちの誰ひとりとして自殺に追い詰めないためには、家族や教職員にはもちろん、周囲の大人が子供をそっと見守って、心身の小さな変化を見過ごさないようにしなくてはならない。登校がづらいなら、少し休むという選択肢もある。不登校が長引かないように、一定の条件を満たしたフリースクールなどの利用が出席扱いになるケースもある。何があっても学校には行くべきだという通念に固執し、子供を精神的に追い詰めてはならない。子供の声に丁寧に耳を傾けてほしい。子供が駆け込み、大人がしっかり受けとめる、そんな場を学校外にもつくる試みを広げたいということだった。

そこで、うきは市の不登校児童・生徒に対する対策、いじめに対する対策、発達障害に対する

対策を質問させていただきます。

まず、1番、不登校児童・生徒に対する対策等について。

- (1) うきは市における過去5年間の状況はどうなっているのか。
- (2) 不登校になる原因をどのように捉えているのか。
- (3) 対策や支援体制はどうなっているのか。
- (4) 検証はどのように行って、どのように結びつけているのか。

以上、4点。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 不登校児童・生徒に対する対策等についてお尋ねをいただいております。

1点目の、市における過去5年間の不登校児童・生徒の状況についての御質問ですが、不登校とは、定義といたしまして、学校を連続または断続して年間30日以上欠席云々というふうになっております。平成26年度、小学校12名、うち解消3名。中学校53名、うち解消9名。27年度、小学校8名、うち解消1名。中学校61名、うち解消24名。28年度、小学校7名、うち解消ゼロ名。中学校25名、うち解消14名。29年度、小学校5名、うち解消ゼロ名。中学校35名、うち解消10名。30年度、小学校10名、うち解消2名。中学校48名、うち解消18名となっております。

2点目の、不登校になる原因についての御質問ですが、議員御指摘のように、さまざまな要因がありますが、小学校と中学校共通して、不安、無気力を要因とした不登校の数が多く、学校生活や日常生活への不適應によるものが増加しております。また、家庭的な要因、例えば家庭の教育力の低下や生活の乱れ等で不登校になっている児童・生徒も増加しており、学校の支援だけでは不登校の解消が難しいケースがふえております。

3点目の、対策や支援体制についての御質問ですが、学校は担任などが電話連絡や家庭訪問を行っています。また、保護者との教育相談を行うなど、家庭との連携を図っております。さらに、教育センターの教育相談員や適応指導教室、福祉事務所子育て支援係、社会福祉協議会等の機関とも連携し、不登校児童・生徒や不登校兆候の児童・生徒及び家庭への支援を行っています。

4点目の、検証についての御質問ですが、小学校においては、月に1回及び事案に応じて行う不登校対策委員会の中で、個別対応策や、その成果について継続的に協議を行っています。中学校においては、毎週水曜日に教育相談部会を行い、不登校生徒、不登校兆候のある生徒についての個別対応について協議し、生徒の様子共通理解を図るだけでなく、対応について評価、改善し、個々の生徒への具体的対応について協議をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 1番の件でございますが、今、それぞれ年度別におっしゃいましたけど、この数字に対して、どう思われるのか、まずは。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど申しましたように、不登校の定義というものがございまして、1年間のうちに連続もしくは断続で30日以上となれば、これは不登校と定義をします。一度不登校と定義をした場合には、たとえ解消しても数として不登校とするということでございますので、極端に言えば、月に3日程度休まれた児童・生徒さんは、年度末には不登校になるという状況でございます。

しかし、不登校というのは、子供たちが学ぶという非常に大切なことを保障できないわけでございますので、私は、数字がどうであれ、大変重たい問題であるというふうに捉えております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 我が市では、うきは市総合教育会議設置要綱ということで、第1条、第2条には、市長並びに教育委員会との構成するということでございますが、そこで質問ですが、不登校になった場合、児童・生徒の支援について、市長の所見を伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まず、先ほどから教育長が答弁したとおりでございますが、私からは、ちょっと全国的な視点でお話を申し上げたいと思いますが、不登校児童・生徒数は、我が国においては5年連続で増加をしております、国全体として取り組まなくてはならない喫緊の課題だと、このように捉えております。

そんな中、直近のデータを調べさせていただいたんですけども、文部科学省の発表によりますと、平成29年度のデータであります、小・中・高等学校における不登校児童・生徒数は、小学校が3万5,032人、これは185人に1人が不登校だということであります。そして、中学校は10万8,999人、中学校は31人に1人が不登校ということであります。一方、高等学校は4万9,643人、これは66人に1人となっております、先ほどから申し上げてますように、5年連続増加傾向で喫緊の課題だと、このように認識しております。

そういう中、私どもも、教育委員会とまた別に、福祉事務所のほうの所管で、不登校・引きこもりの対策相談支援事業に取り組ませていただいております。不登校の児童や引きこもりの状況にある方と家族への相談支援、居場所提供、学習支援などを実施しているところでございます。特に民生委員、児童委員に対しまして、引きこもりに関するアンケートを実施したほか、定例会で研修を行い、引きこもりへの関心を高めることに努めております。

そういうことで、不登校と引きこもりという問題も連動して起きておりますので、そういう一

体的な対応に努めさせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 教育機会確保法が平成29年に施行されていますが、この点について市長はどう思われているのか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 教育の機会確保ということについてでございます。議員は、そういった不登校兆候、あるいは不登校傾向にある児童・生徒に対して、学習権というのをどう保障しているのかというふうな趣旨かと思えます。

御案内のとおり、うきは市としましては、1つには、適応指導教室「キーノート」のほうを設置いたしております。ここで、小学生、中学生、最近は中学生が多うございますが、学習の保障をいたしております。また、両中学校の中には教育相談室を設けておりまして、ここに不登校対応支援員を配置いたしております、この者が学校の先生と協力していただいて、学校までは来れるけれども教室に入れない子供さんに対する学習権の保障を行っております。

今後、不登校兆候あるいは不登校傾向にある子供さんへの学習権の保障というのは、大事なことであると思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 学校における不登校の予防策の構築はどのようになっているか。例えば1番、1番に、未然防止対策とか早期発見・早期対応は。それと、家庭との連絡を密にするなどの対応はどうなっているのか。また、学校の体制はどうなっているか。

以上、4点について伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総合的に不登校に対する学校の対策というお尋ねかと思えます。

先ほど御説明させていただきました分でございます。小学校は不登校対策委員会、中学校のほうは特に不登校傾向等、多くなる傾向でございますので、毎週1回水曜日に、これは福祉事務所、あるいは適応指導教室、そういった外部の方も交えた形での教育相談部会というのを行っております。これは、それぞれ、先ほど申しましたように、不登校兆候、不登校傾向にある生徒さんの状況をきちっと把握をいたしまして、県のほうでは、マンツーマン指導というのを行いなさいと。すなわち、その生徒さんにとって、仮に担任の先生よりも違う先生が家庭訪問をしたほうがいいのか、あるいは、学校の先生よりも第三者が家庭訪問をしたほうがいいのか、そうしていただくということを申しておりますので、うきは市としま

しても、相談部会で、じゃあ、不登校兆候、不登校傾向にある子供、生徒さんに対して、誰が家庭訪問をするのか、そして、どういう形で家庭訪問をするのか。また、ことし4月から、うきは市教育センターに教育相談員を配置いたしております。この相談員が、例えば家庭と学校の関係の中で第三者的に家庭訪問をさせていただいております。また、小学校の先生方、なかなか空き時間等もございませんので、そういった先生にかわりまして教育相談員のほうが家庭訪問をさせていただき、こういったことを福祉事務所等あたりとも連携しながら、やらせていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 不登校児童生徒適応指導事業の効果及び成果表が、平成25年から平成29年度に毎年、記載されていないようだが、どうなったのか伺いたいと思います。10款3項2目の不登校児童生徒適応指導事業の中に、成果並びに効果がうたわれていないが、どのような格好でうたわれていなかったのか。決算委員会で聞くことばってん。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員の御質問の件は、適応指導教室の件ではないかなと思っております。また必要であれば、決算特別委員会の中で口頭報告をさせていただければと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 先ほど、不登校対策検討委員会が設置されているということですが、メンバーの構成と、どのような活動をしているかということを知りたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 小学校におきましては、校長、教頭、あるいは養護教諭、そういった先生方で行っておるところでございます。中学校につきましては、先ほど申しましたように、不登校兆候、不登校傾向の生徒さん等に対応しまして、外部の福祉事務所、あるいは適応指導教室、あるいは主任児童委員等、交えまして、毎週1回行っているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） スクールソーシャルワーカーなどの支援、人材の配置体制はどうなっているのか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） スクールソーシャルワーカーにつきましては、私が浮羽中学校の校長時代に2年間、県の試行でやらせていただきました。

そういった経緯を踏まえたときに、やはり、どなたがなっていたかということが特に大切だなという思いがございまして、今年度から教育センターに教育相談員という方を配置して、そういうふうな活動を行っていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 不登校支援に関係する既存の事業に関して、継続的な運営を実施していけるような対応を検討しているのかどうか伺いたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほどの成果の検証とも関係いたすところかと思えます。

うきは市の適応指導教室——キーノートと申しております。ここの、実際、子供の不登校の解消であるとか、例えばキーノートで学んだ子供さんが高校に行ったら不登校が解消するとか、確実な実績も上げております。

先日から北筑後教育事務所でありました研修会の折にも、うきはの適応指導教室の実績等、勘案していただいて、実践発表とかもさせていただいております。こういった効果のある施策というのは、ぜひ継続してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 多様な学びの場の支援機関の活用については、児童目線での将来の自立につながる支援が目的であり、市や学校として、単純に出席日数を確保し、不登校児童の数字を減らすことに目線がずれないように、しっかりした行政としてのビジョンが必要であると思われるが、どうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） うきは市におきましては、適応指導教室に、登校といいますが、出席された子供さんについても学校への出席とみなすという、国の指針に沿った取り扱いをさせていただいております。

不登校は、確かに子供さんの実態に合わせて対応すべきこととは思いますが、一方では、私も行政、あるいは学校、あるいは学校を応援していただく皆さん方のお取り組みがあって子供たちが学校に来れるようになれば、私は、そのほうも大事であると思っておりますので、児童・生徒の状況をよく判断させていただきながら取り組ませていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 先ほど市長が、不登校、引きこもりの件で話されましたけど、その件について私も、これは社会福祉に委託しているわけですが、これについて、成果、課題について、常に同じような文言が出されているわけですよ。だから、その文言について、どう対応していくかということですが、ほとんど成果の中に、事業を広く知ってもらう必要があるとか、あるいは、ほとんどが事業を知ってもらうということと、育成ですか、についての課題が出されているわけですが、これについて、どう思われるのかと伺いたいんですが、今まで、そうやって事業を常に、年度ごとに事業を広く知ってもらう必要がある、ずっとそうい

うふうな課題が出ておるわけですよ。それと育成というような問題が出ているわけでございますが、これについて、どう思われるか伺いたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員の御指摘は、今の提案をさせていただいてます、平成30年度の成果表を見られての御指摘かと思いますが、これから決算特別委員会の中で詳細に御議論をいただくというふうにお聞きしておりますので、またその中で、しっかり御説明させていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 2番目の、いじめの現状と対策について。

- (1) 過去5年間のいじめの認知件数はどうなっているのか。
- (2) いじめの内容や、それに対する対策は。
- (3) いじめの背景には何が考えられるのか。
- (4) いじめを未然に防ぐためには何が必要と考えるか。

以上、4点について伺いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） いじめの現状と対策についての御質問でございますが、1点目の、過去5年間のいじめの認知件数についてでございますが、平成26年度、小学校5件、中学校2件。27年度、小学校8件、中学校4件。28年度、小学校12件、中学校4件。29年度、小学校7件、中学校4件。30年度、小学校8件、中学校9件となっております。

2点目の、いじめの内容や対策についての御質問ですが、いじめの大部分が仲間外れ、冷やかしか、からかい、悪口や嫌なことを言われるといった内容です。いじめが発生した場合には、市や学校のいじめ防止基本方針にのっとり、速やかに組織的に対処しています。また、教職員全員の共通理解のもと、保護者との協議を十分に行うとともに、スクールカウンセラーや教育相談員等と連携しながら対処するようにしております。

3点目の、いじめの背景についての御質問と、4点目の、いじめを未然に防ぐために何が必要かについての御質問は、関連しておりますので、あわせて回答させていただきます。

いじめとは、いじめ防止対策推進法によれば、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」と定義されておりますように、一定の人的関係を背景とした中で生まれております。そこで、いじめは、どの学校にも、どの学級にも起こり得るという意識を常に持ちながら取り組んでおります。

いじめの未然防止のため、わかる授業づくりや居場所のある学級づくりなどの教員研修を深め、子供たちに、いじめに向かわない態度や能力、自己有用感や自己肯定感を育むことを目指しています。さらに、いじめの早期発見のために、子供たちが示す変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高くして、定期的なアンケート調査や教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努めています。

小・中学校ともに、いじめ対応に関して改善傾向が見られる要因は、各学校でのいじめ問題対策委員会や関係機関と連携した生徒指導の取り組み、中学校での教育相談部会といった、学校全体や関係機関を巻き込んだ組織的な対応が機能するとともに、児童会・生徒会合同会議を全小・中学校で一緒に行いまして、子供たちが、いじめの未然防止に係る取り組みを自主的に展開してきたことが成果としてあらわれてきていると考えております。

今後も、いじめ防止のために、各小・中学校における取り組みの徹底と、関係機関と連携した組織的な取り組み等に努めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 過去5年間のいじめの認知件数ということで質問したわけですが、これ、今述べられましたけど、この件について、どう思われるか、市長、伺いたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のとおり、このいじめ問題は、特に平成23年10月、滋賀県の大津市で市立中学校の2年男子生徒が、いじめを理由に、みずから命を絶つという痛ましい事件が起きたことを受けまして、平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が設立をいたしております。いじめは決して許されることではないというふうに思っておりますが、全国的にも、どの学校でも起こり得る問題であるということも承知をしております。

そういう中で、今、教育長のほうから答弁がありましたように、子供たちが、いじめをしない人間関係のあり方を学んでいくことが最も重要であると、このように認識をしているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 先ほど対策について、いろいろと話されたんですが、その中で一番大事なのは、現場の教職員と教育委員会との連絡会は定期的に行っているのかどうか。しているなら、どのような形でしているのか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 校長会を月に定例で行っております。また、いじめにつきましては、毎月、先月分につきまして報告を受けております。また、いじめに関しましては、学校のほうから教育委員会の担当指導主事等に詳細な連絡をいただいて、教育委員会としても学校と一緒に対

応をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 答えと同じ、ダブるかもしれませんが、不登校の問題で、いじめの問題、いずれにしても未然に防ぐためには、学校任せでなく、市の教育委員会としても、しっかりと組織的に対応できるようにしてもらいたいと思うが、どうか。教育長。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 重ねての答弁で恐縮でございますが、先ほど申しましたような形で学校と連携して、教育委員会としても取り組ませていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 今の重大事態の対応の指針等について、先ほど市長が、2012年の大津市中2のいじめの自殺事件で、これは暴力を容認して放置した結果、こうなったということでございます。いろいろと、いじめについては、いろいろな例がありますが、この点について、一つ、重大事態の対応の指針等について再度確認したいんですが、どういうふうな指針等とか、そういうのは考えているのか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） いわゆる重大事態というのは、先ほど議員が御指摘のような、大津の事件であったり、そういったところがいろいろ起きているという状況がございます。

そういった中で、国あるいは県の指針を受けまして、うきは市でも、いじめ防止に対する基本方針を制定しておりますし、また、それを受けまして、各学校で基本方針を制定しておりますので、そういった方針のもと、取り組ませていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 大事なのは、全ての関係者が連携して、子供たちが安心して学校生活や人間関係づくりができる環境をつくってやることだと思う。そのために、ある程度の環境整備の義務づけが必要だと思われる。義務づけることにより、教師の負担が懸念されるようであれば、各学校に、いじめ対策主任も外部から選任して、徹底的に調査をし、解決の糸口を図るようにすれば、公平な立場で判断ができる。教師の授業への障害も緩和されるのではないかと思われるが、どうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 議員の御提案は、いわゆる学校でいじめが起きたような場合には、第三者を学校に配置して、客観的な立場で対応してもらったらどうでしょうかというふうな御提言であるというふうに思います。

いじめというのは、それこそもうケース・バイ・ケースと申しますか、いろんな状況がござい

ます。中には、日ごろ仲のよい友達同士なのに、その中でいじめが行われていると、そういったケースもございます。ですから、非常にデリケートな部分がございますので、まずは御家庭あるいは学校で対応をさせていただいて、そして、先ほど申しましたように、学校と家庭の関係の中で、またいろいろあれば、うきは市教育センターの教育相談員等も家庭訪問をいたしておるところでございます。

また、あってはなりません、もし重大な事案が起これば、当然、第三者委員会を設置して対応させていただくということになるとは思っております。起きないように全力を尽くします。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） いじめ問題対策連絡協議会及びいじめ防止対策推進委員会の会合があっているようだが、その内容については、反映されているのかどうか伺いたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 両方の会合につきましても、PTAの会長、あるいは学校の校長等、当事者も入っていただいております。そういった中で協議をすることによって、また、その内容等を各学校におろして、いじめ、あるいは不登校等の解消につなげているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 次に、発達障害の件でございますが、以前、クラスに1人はいた、変わった子が、発達障害として広く認知されるようになったのは平成に入ってからです。福祉の谷間に残された障害を早期発見し、療育につなげるために、平成16年、発達障害者支援法が成立し、平成28年には障害者差別解消法が施行され、学校や職場等が障害に対して合理的な配慮を行うことを義務づける法律でございます。

また、医療機関に通院や入院している発達障害者の患者の総数は、平成14年では3万5,000人、平成29年では23万3,000人、約7倍、ここ15年間の患者数が7倍になったということは、障害の認知度が進み、さらに、子供に関する職種で早期発見の意識が高まったことが大きいと思います。

このように、多様な性に目が向けられる社会になったが、違いを共有できる社会にはなっていない。支援にかかわる者は、社会に適応しようと頑張ってきた本人や家族を褒めてあげて、地域の中で共生できる環境を整えることが求められている。

そこで、3、発達障害に対する現状と支援体制について。

(1) 市における発達障害の児童・生徒数と通級指導教員の現状は。

(2) 支援体制について、就学後の引き継ぎや、関係職員、保護者のための研修、講演会等の取り組みは行っているのか。

(3) 家族への支援は、どのように行っているのか。

(4) 通級指導教室の整備について、どのような課題があつて、今後どのように充実を図っていくか伺う。

以上、4点。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 3点目の、発達障害に対する現状と支援体制についてでございますが、1点目の、市における発達障害の児童・生徒数と通級指導教員の現状についてですが、本市の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数につきましては、小学校79名、20学級、中学校26名、6学級です。そのうち、情緒障害の児童・生徒数、学級数は、小学校32名、8学級、中学校13名、3学級です。また、現在、通級による指導を受けている児童は11名となっております。

うきは通級指導教室は、市内の小学校に在籍する児童を対象とし、うきは市民ホールに設置いたしております。通級指導担当教諭1名、通級担当支援員1名が、自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を設定して指導に当たっております。

2点目の、就学後の引き継ぎや、関係職員、保護者のための研修、講演会等の取り組みについての御質問と、3点目の、家族への支援についての御質問は、関連していますので、あわせて回答させていただきます。

就学後の引き継ぎについては、保育園、幼稚園と小学校との連絡会等を通して、一人一人の実態等について情報交換を行っています。また、就学時には、保護者の合意をいただきながら、個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成し、教育支援の充実に努めています。なお、教育支援委員会には、福祉事務所、保健課等の関係機関が参加して、教諭と連携に努めています。今後は、10月に開設される子育て世代包括支援センターの機能を十分に活用してまいります。

関係教職員の研修につきましては、県が行う研修や、小学校教育研究会の特別支援教育部会が行う研修会等が開催されており、多様で個別な指導の充実に努めているところです。また、保護者啓発として、特別支援教育のPTA講演会を行ったり、入学説明会や学級懇談会で特別支援教育の内容を周知いたしております。

また、各学校や通級指導教室において相談体制を整備しており、必要に応じて、市教育センターの教育相談員等が家庭訪問を行っております。

4点目の、通級指導教室の整備についての課題と今後についての御質問ですが、多様な状況にある通級児童の実態を踏まえた指導を行うために、よりよい指導環境の設定や指導体制のさらなる改善や充実が必要であると理解をいたしております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 発達障害者に対しての今後の課題について、どのように認識し

ているのか、また、その課題に対して、どのように取り組んでいこうとしているのか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 発達障害とは、発達障害者支援法には「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」というふうに定義されております。このように、発達障害というのは、非常にわかりにくい状況がございます。

したがって、御家庭あるいは学校に、あるいは幼稚園、保育園、そういったいろんな場面で周りの大人が注意深く、この子供さんの実態を見守る。その結果、こういった、今、定義されているような事象が見受けられるようであれば、今、学校では、御家庭のほうに御相談を申し上げております。そういう御家庭の御理解をいただければ、いろいろ専門機関等にもつなげながら対応をさせていただいているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 例えば自分の子供が発達障害児であるということを認めない人もいる中で、早期発見、早期対応がおくれるのではと危惧されるが、何か対策をしているのか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） そういう、仮にでございますが、そういう御家庭等があった場合は、私どもは今、専門のお医者さんと呼ぶ、子育てネットワーク会議をいうのをいたしております。これは、それぞれの学校が、今、議員が言われたような事例、あるいは、それに類する事例でお困りになったときに、まず学校の先生が、この子育てネットワークにお見えになって、こういうふうなケースがあるんだけど、どうしたらいいでしょうかという御相談をしていかがいます。それに対して、専門の先生のほうからお答えをさせていただきながら、そういった内容を場合によっては関係機関につないでいくというのを1年間に4回ぐらい、今、定期的に行っておりますので、こういったところが、今、議員が懸念されたような分に対する対策をさせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 障害者自立支援対策事業の中に発達障害児等の巡回支援事業等委託料と書いてありますが、どのような事業をしているのか、その成果と課題を伺いたしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所。何款何項ですか。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 3款1項7目。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 福祉事務所長のほうに答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所でございます。

障害児の通所給付として、保育所等の訪問支援を行っておる事業です。保育園、幼稚園、学校などで集団生活の適応のための専門的な支援などを行っております。また詳細につきましては、決算特別委員会のほうで御説明させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） それでは、通級指導教室事業について、これも毎年、同じような課題が挙げられているが、何か対策はしているのかどうか、その考え方と、検証しているなら、どういうことを検証しているのかを伺いたいと思っております。10款2項2目です。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 課題として挙げておりますのは、通級指導教室への周知というか認識が、なかなか徹底できていないのでという課題を挙げているかと思っております。

こういったものにつきましては、通級指導教室というのは、普通学級に在籍する子供さんが、取り出しを受けて90分、個別な指導・支援を受けて、また学校に戻るという仕組みでございます。ですから、こういった仕組みが、なかなか保護者の方等に周知していないということであれば、こういったところを今後、周知してまいるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、いろいろなPTA会合の場等で周知させていただくことになると思っております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 学校教育法施行規則の第140条並びに第141条では小・中学校が対象になっているようだが、市では、通級指導教室は小学校までが対象のようだが、中学生のような一番難しい時期になったときに、その支援がなくなるのは余りにも危険で残念だと思うが、どうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 通級指導教室につきましては、実は、小学校の通級指導教室の希望が、今は11名在籍しておりますが、一時、膨らんだ時期がございまして、そのとき、もう一学級、通級指導教室を開設することを検討したこともございます。それから、中学校の通級指導教室の開設というのも検討したことがございます。

その後の推移なんですけど、特別支援学級といいますか、そこに対する非常に御理解が進みまして、要するに、通級指導教室か特別支援学級か普通学級かという選択肢であるわけでございますけど、同じように個別な指導を受けられる特別支援学級のほうを希望されるという保護者の方がふえてまいりまして、今、通級指導教室が若干縮小している。したがって、毎年、そういった新たな開設ができないかということは私どもも検討しておりますので、条件面とか、そう

いうところもあると思っております。

もう一つ、環境としての適切な場所ということになります。すなわち、子供さん方は情緒に不安とかあるわけがございますので、そのお子さんを通常の学びの場から取り出して指導をいたしておりますので、その子供さんが安心して指導を受けられる環境、それから、運動の自立活動というのがとても大切でございますので、そういう一定の室内運動ができる場所、そういったことを勘案しますと、実は今の場所が、とても場所として適切でございます。そういった分も含めまして、検討は毎年いたしております。今後も続けてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 令和の時代は、さらに一人一人のニーズに応じた教育が受けられるような仕組みになっていると思われまます。そのためには、多様性が尊重される共生社会を構築していくことが大切であるが、いかがか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 時代がどう変わろうと、子供さんというのは、いろんな子供さんがいらっしゃいます。そういった一人一人の子供さんに合った学習の場とかの提供は、とても大事だと思いますし、特に発達障害とか、そういう障害を抱えていらっしゃる子供さんについては、余計でもニーズに合った学習の提供というのが必要であると、そういうふうに自覚しております。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） 引きこもりの件も聞きたかったんですが、引きこもりの件については通告を出していないので、これで終わりますが、最後に、先日8月17日に「うきは市子育てと教育を進める集い」が、久留米大学医学部の神経精神医学教授の内村先生を迎えて白壁ホールで開催されました。演題は「寝る子は育つ、寝る親も育つ」という、「睡眠教育のススメ」というテーマでお話をいただきました。その折に、当然、市長も来賓でお見えになっていましたが、先生の講演を最後まで聞いておられたことに対し、講師の先生が最後の挨拶の中で、今まで来賓で見えてある市長は、あるいは、ほかの市長は挨拶されて後は帰られるというのが常のようだが、うきはの市長は最後まで話を聞いていたというお礼を述べられました。私も市民の1人として、うれしく思いました。

そこで、講演会を聞かれて、市長の感想をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 内村先生の眠育、ちょっと御質問の通告と全然異なるのですが、せっかくの機会ですので、ちょっと発達障害についても触れさせていただきたいと思えます。

発達障害に対する支援というのは、非常に私自身も重要だと、このように認識をしています。議員が御指摘されるように、ここ数年、7倍、発達障害の方がふえたと。それは、とりもなおさず、

早期発見のたまものだという御指摘がありました。私も十二分に承知をしております。

そういう中で、議員が、就学への引き継ぎが非常に重要という話があって、私も7年前の市長就任のときに、この発達障害に対する支援というのは非常に重要だということで、今、早期発見でいきますと、子育ての部署、いわゆる私どもの保健課が一番、この発達障害を、要するに見抜くわけであります。そして、だんだん成長とともに保育所、保育園に行きますと福祉事務所、そして小学校に行きますと学校教育課ということで、その情報が非常に縦割りの中で切れてしまうというのも大きな課題と、このように認識をしておりました。

随分時間はかかったんですが、そういう意味で、先月13日から、教育長、そして学校教育課、教育センターが、保育所、福祉事務所が入ってます西別館のほうに移って、今、業務をやらせていただけてますが、まさに、そういうお子さん一人一人に寄り添った、成長にあわせて見守っていくような体制をしっかりと、今、整いましたので、しっかりとそれを現実化していきたいと、このように思っているところであります。そして、来月1日からは、子育て世代包括支援センターも開設いたしますので、まさに、そういう体制づくりができたのではないかと、このように思います。

そして、そういう中で、久留米大学の副学長の内村先生の講演なんですが、先ほども江藤議員の質問にも触れさせていただきましたが、今うきは市では若手職員を中心として、人生100年時代を見据えた、うきは市における新たな現役社会づくりのあり方、プロジェクトチームということで、月1回、議論をしております。そういう中で、平均寿命が延びるのは非常に素晴らしいことなんですが、ポイントは健康寿命をどう延ばすか。そのための健康対策としては、いつも申し上げてますように、まずは食、そして運動、そして休養、そして生きがい、きずな、あるいは特定健診の受診率アップという6項目が若手職員から出ているんですが、この3点目の休養の中で、一番やっぱり重要なのは「眠育」、寝る子は育つ、この眠育がいかに子供の成長に重要かというのは、このプロジェクトの中でも議論されてますので、内村先生の話は非常に、やっぱり興味深く聞かせていただいたところであります。

○議長（櫛川 正男君） 佐藤議員。

○議員（10番 佐藤 湛陽君） これで質問を終わりますけど、あとまた決算委員会等でお聞きしたいと思いますので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、10番、佐藤湛陽議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。11時10分より再開します。

午前10時56分休憩

午前11時11分再開

○議長（櫛川 正男君） 一般質問を再開します。

次に、5番、竹永茂美議員の発言を許可します。5番、竹永茂美議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず、冒頭に、後ほどの通告の内容にかかわる問題ですが、8月28日に集中豪雨があり、通学路の安全確保が大変危険な状況になりました。お手元に配付してあります資料の一番上をごらんください。

1つは、左側は、吉井小学校19区と20区の子供が通う通学路です。東校跡地のテニスコートから東西約200メートルにわたり冠水し、土砂が堆積していました。冠水は、さらに東西に100メートル以上、また、北に数十メートルの被害がありました。当日は、適切な判断で臨時休校だったのですが、翌日も土砂の堆積がなされたままでした。これについて、どのような対応がなされたのか、市長と教育長にお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 子供が安全・安心のまちづくりでいいんですか。

○議員（5番 竹永 茂美君） はい。2番のほうをちょっと先にさせていただきたいと思って質問しているんです。

○議長（櫛川 正男君） だから、子供が安全・安心のまちづくりについて3項目出されてありますので、まず、その3項目を質問をしていただきたいと思うんです。

○議員（5番 竹永 茂美君） はい。それでは、今の点は、2点目を最初に言わせていただきました。

それでは、1点目に戻りたいと思います。

先ほど佐藤議員のほうから、不登校、いじめ、発達障害につきましては、大変適切な質問をいただきましたので、私の場合、虐待、それから校内暴力の実態と適切な対応についてお尋ねしたいと思っております。

毎学期、新学期、夏休み明けとか春休み明けが不登校等が大変多くなるということで、先ほど佐藤議員も8月の新聞の内容を報告されました。その実態について、特に虐待については、6月議会で児童相談所への一時措置が2件あったとなされまして、一定安心していたのですが、その後、その2件についてはどのようになっているのか。プライバシーの問題もありますので、取り組みは、どのような取り組みがなされたかということでも結構ですので、お尋ねしたいと思います。

それから、2点目、朝日新聞等には、児童虐待対策の鍵は予防とあり、アメリカの例が取り上げられていました。これには、「充実の家庭訪問プログラム。若い親の出産・育児を支える」とあり、具体的には、1番、初産、低所得世帯には、看護師が妊娠期から2歳まで定期的に訪問。

2番、虐待歴のある世帯などは、0歳から5歳まで週1回、大学卒の講習を受けた人材が訪問。3番、地域の全乳幼児に看護師が産後12週までは二、三回訪問とあっておりました。また、本年1月、米原市に子育て支援の行政視察に行った折、小学校区ごとに看護師や保健師などの専門職を1名ずつ配置されていましたが、うきは市では、どのようなのかお尋ねしたいと思います。

2点目、通学路の安全につきましては、先ほど言いましたように、8月28日の豪雨がありましたので、その点についてお尋ねしたいと思います。この場所は、昨年の9月議会でも、朝1時間の通勤時間帯に150人の通勤・通学並びに自動車を通るところでありました。昨年から約1年間で過ぎたわけですが、この間の取り組みを教えてくださいたいと思います。

それから、2点目、うきは市通学路安全推進会議が例年、失礼いたしました、2年に1回、8月に開催と答弁されてきましたが、本日は9月9日、救急の日ですので、どのような取り組みがなされてきたのかお尋ねしたいと思っております。

また、配付しました資料にありますように、各学校から上がってきた分と、私自身が実際歩いて見てきた部分の違いはどうであったのかも教えてくださいたいと思います。

それから、最後に、決算書等で交通安全対策特別交付金の決算書を見ますと、本年度が976万2,000円、昨年度が630万、それ以前、2016年が650万というふうにあっております。本日、資料提供をいただきましたけれども、安全対策だけではない資料でしたので、2015年以前については確認できませんでしたが、この金額について、どのように考えてあるのかお尋ねしたいと思います。

それから、通学路が設置されていない通学の安全策についてお尋ねしたいと思います。本年2月に開催された吉井校区自治協議会との意見交換会の中で、児童の通学についてということで、グリーンベルトの整備についての要望がありました。通学路を、歩道をつくるには、歩道の幅などの条件とともに大変経費がかかることから、カラー舗装など有効な手だてが、考えがあると思います。うきは市内を見て回りますと、赤と白ですか、の安全ポールを立てたり、あるいは、ここは通学路ですよという看板を立てたり、あるいはカラーマーカーで通学路を明らかにする、あるいは横断歩道を明らかにするような取り組みがなされていると思っておりますが、その点について、どのように考えてあるのかお尋ねしたいと思います。

それから、3点目に、外国にルーツを持つ乳幼児から生徒までの実態把握と適切な対応についてお伺いしたいと思います。関係部署にお聞きしましたら、18歳までの子供の中で、ゼロ歳から6歳までの子供が1人、7歳から15歳までが6人、16歳から18歳までが3人という資料をいただきました。3歳の子供は、幼稚園あるいは保育所に通っているのか。もし通っているとすれば、子供や保護者、それから祖父母、あるいは住んでいる居住地との問題はないのか。7歳

から15歳といいますと、小学校、中学校と考えられますが、同じように子供や学校、保護者、近隣との問題はないのか。それから、15歳以上の3人は高校生だと考えられますが、同じように本人や学校、保護者や地域との問題はないのか、お尋ねをしたいと思います。

以上、3点お尋ねをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、子供が安全・安心のまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。事前に通告をいただいておりますので、通告に従って答弁をさせていただきます。

まず、1点目と3点目については、私から答弁をさせていただきます、2点目については、この後、教育長から答弁をさせます。

まず、1点目が、2019年4月から8月までの虐待、いじめ、校内暴力、不登校の実態と対応についての御質問であります。虐待につきましては、対応件数は5件で、その内訳として、身体的虐待が2件、ネグレクトが2件、性的虐待が1件となっております。このうち、児童相談所が一時保護したケースは4件でございます。対応としましては、さまざまな要因による子育てに対する悩みや不安に対して、状況に応じて個別ケース検討会議を行い、福祉事務所に配置している家庭児童相談員を初め、学校や保育園のほか、社会福祉協議会など関係機関と連携を図りながら、安心して生活ができるよう、継続した支援に努めております。

次に、いじめ、校内暴力、不登校の実態についてでございますが、現在、公表している7月までの4カ月分とさせていただきます。いじめは小学校において4件、内容は、仲間外れ、冷やかしたり、からかい、悪口や嫌なことを言われるといった内容であります。校内暴力は中学校において2件、内容は、軽微なけんかであります。不登校は小学校が3人、中学校が28人となっております。これらに対する対応につきましては、6月議会の一般質問の答弁でも申し上げましたとおり、家庭訪問等、保護者との連携を密にするとともに、福祉事務所やキーンノートなど、関係機関と学校が教育相談部会等で情報を共有しながら継続的な支援を行っているところであります。

3点目が、外国にルーツを持つ子供の実態と、児童権利条約に基づく対応についての御質問をいただいております。外国にルーツを持つ子供の出生から生徒までの実態につきましては、ルーツの場合は、2世、3世となれば、両親や祖父母までさかのぼることになります。また、出生から生徒につきましては、高校生までが対象となります。現在、うきは市におきましては、これらの実態は把握しておりません。ただし、うきは市内の保育園、保育所、幼稚園、小学校、中学校において、両親が外国人、または、両親のうち、一方が外国人である子供につきましては、把握をしております。通園、通学している以外の子供については、把握をできておりません。

なお、外国人の方からの妊娠届け出があった場合は母子健康手帳を交付いたしますが、6カ国

語で記載された手帳を準備して交付をしております。また、外国人の父親や母親は、周りに知り合いも少なく、地域の中で孤立しやすい傾向にあるため、妊娠の時期から、保健課の母子保健担当と子育て支援係の家庭児童相談員等が連携し、個別に対応を行っております。

さらに、外国にルーツを持つ子供で、日本語での授業が困難な場合は、特別支援学級で対応したり、日本人ALTを配置したり、また、日本語翻訳機を所持させたり等、子供の状況に応じた対応を講じております。このように、保育園、保育所、幼稚園、小学校、中学校における対応は適切に行っており、児童の権利条約に抵触する問題は生じてないと、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の、通学路の安全・安心策についての御質問でございますが、今年度の、うきは市通学路安全推進会議につきましては、開催に先だって対策要望箇所の取りまとめを各小学校を通じて行いました。その結果、国道関係6カ所、県道関係7カ所、市道関係10カ所が要望として出されました。それらの箇所を、国道、県道、市道の各道路管理者及びうきは警察署で8月8日と8月23日に合同点検を実施したところでございます。また、今年度は、滋賀県大津市の事故を契機に、未就学児が集団移動する経路の緊急安全点検も行われ、箇所によって保育所との合同点検となったところもございました。今後は、早急に関係者との日程調整を行い、うきは市通学路安全推進会議を開催していくことといたしております。

なお、議員から、かねてより意見をいただいております、会議の年1回開催につきましては、会議に諮り、関係者の意見をいただきながら決定していきたいと考えております。

また、2012年の、うきは市通学路安全推進会議以降の各年度の事業内容と総額についての御質問でございますが、平成24年10月25日に、うきは警察署、福岡県久留米県土整備事務所、うきは市教育委員会学校教育課、住環境建設課公共土木係合同で25カ所の危険箇所の点検を実施しております。事業内容は、主に横断歩道の引き直し、路側線の設置、路側帯のカラー舗装などを実施しています。事業予算につきましては、実績報告書に記載しておりますが、この事業予算は、通学路以外の安全対策事業も含まれております。

平成24年度、452万2,000円、平成25年度、490万2,000円、平成26年度、491万6,000円、平成27年度、537万円でございます。点検箇所25カ所のうち、整備箇所としては、15カ所が整備済み、5カ所が施工中、未実施が5カ所でございます。

うきは市では、平成27年8月に、うきは市通学路安全推進会議を設置し、平成28年度から通学路の交通安全対策工事を実施してきました。年度ごとの事業内容及び事業費については、平成28年度が、市道8路線の路側線、カラー舗装等の整備、平成29年度は、市道5路線で、路側線、カラー舗装、側溝整備を行っております。平成30年度は、市道5路線で、路側線、ガー

ドレール、カラー舗装の整備を実施しており、平成30年度までの3カ年で2,258万円でございます。

歩道が設置されていない通学路の安全対策につきましては、歩道設置に伴う用地交渉が無理な場所は、水路のふたかけや路側線の整備、カラー舗装等による対策を行っております。また、物理的にこのような整備ができないところにつきましては、児童保護者と危険箇所について、情報の共有と通行指導を行っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、1点目からお尋ねいたしたいと思います。

本年度の7月までの虐待の件数が5件ということで、そのうち4件が児童相談所に一時預かり等の措置がなされたということですが、先ほど質問いたしましたように、昨年度の虐待で児童相談所に送られたのが2件ありました。その後がどうなったのかというのが1点目。それから、本年度、4件の児童相談所に送られた件は、昨年度の2件との重複といたしますか、同じような虐待が続いているのかどうか、その点について、まずお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

まず、1点目、昨年度、平成30年度の一時保護した家庭の2世帯でございますが、一時保護、緊急対応をした虐待については、終結をしております。ただし、一時保護された御家庭というのは、もとの家庭に戻られて生活されてますが、いずれも保護者の精神疾患や、さまざまな要因で養育不安は継続しておりますので、引き続き、要保護児童として関係者と連携を図りながら支援を継続している現状でございます。

それから、2点目の、今年度の5件の虐待の案件のうち、一時保護したケース4件の御報告です。1件は、県外に転出されたため、児相からのケース移管をして終結しております。残りの3件については、こちらも昨年度と同様、虐待通告後の対応としては終結しておりますが、一時保護された児童については、全て、もとの生活に戻られて生活しておりますので、引き続き、要保護児童として関係者と連携を図りながら支援を継続している現状でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 本年度の1件が県外に転出ということで、市としては終結ということでしたけれども、今回、さまざまな事件が起きたときに、それぞれの自治体から県外あるいは県内の自治体に移ったときに、引き継ぎが十分でないという痛ましい事件が起きておりますが、

その点については、そういうことがないように、県外転出した自治体のほうへ十分な引き継ぎがなされているということによろしいのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 1件のケース移管の件でございますけれども、こちらは、久留米児童相談所に一時保護された際に転出をされてますので、久留米児童相談所から県外の児童相談所に移管しておりますので、児童相談所同士でケース移管で引き継ぎがきちんと対応をとっていただいております。

今後のことなんですが、メディアのほうで、いろいろ引き継ぎのことは話題、課題となっておりますので、うきは市としましては、今年度、うきは市児童虐待対応マニュアルというのを作成しております、統一の様式で関係者がきちっと引き継ぎができるように対応を今、進めているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） まずは、よろしくお願ひしたいと思います。

実は、8日、日曜日の朝日新聞に「子どもアドボカシー」というのがありました、市長は、ごらんになりましたでしょうか。これは、子供の意見を十分尊重するというので、児童養護施設等に送られた子供たちが本当に自分の意見を述べられるかということの記事でありました。内容を見ていきますと、現在問題になっている、今、虐待、いじめ等の対応に十分資するのではないかというふうに考えておりますので、これにつきましては、検討をお願いしたいと思っております。

それから、もう一つ、冒頭言いましたように、児童虐待の対策は予防というふうにアメリカの例を述べたわけですが、この児童虐待対策に対する予防策というのは何か取り組んであるのかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 虐待予防の対策としまして、うきは市では、要保護児童対策地域協議会というものを設置しております。要保護児童対策地域協議会というのは、代表者会議と実務者会議と個別支援会議の3層構造で会議を持っております。代表者会議では、役割として、関係機関の代表の方に出席いただいて、虐待問題への認識の向上、実務者会議等が円滑に行われ

る環境づくり、子供虐待防止システムの検討等を行っております。また、実務者会議に、代表者会議は年1回で、実務者会議は、その関係機関の実務者に参加していただいてまして、年4回です。これについては、役割として、個別ケースの総合的な把握、子供虐待防止対策の課題の整理、それから、3点目の個別ケース検討会議というのを実施しておりますので、虐待、要保護児童対策協議会のほうで、虐待の早期発見、それから地域の見守りネットワーク、そういったことをいろいろ協議しながら、虐待が重症化しないように、そして、予防するような対策を講じているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 先ほど述べましたように、1月に訪問しましたところでは、米原市では、子育て支援について、小学校区ごとに看護師など、保健師など専門職が配置されていると思いますが、うきは市の場合、どのような状況であるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課の原でございます。

今、議員がおっしゃられたとおり、厚生文教委員会が視察された滋賀県の米原市のほうは、地区ごとに保健師が担当地区を受け持っているというようなことを伺いました。

うきは市の場合、今2名の保健師が母子保健のほうを担当いたしておりますけれども、地区の担当とかは設けておりませんで、2名の保健師で市内全域を対応しているというような、うちの体制は、そういう体制をとっております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、2名で十分とお考えなのか、それとも定数、職員定数ともかわりますが、現在うきは市では、自治体の規模に対する職員定数というのは、かなり下回っていると思います。そういう意味では、このような虐待問題等、起きているわけですから、もっと正規職員の配置が必要ではないかと思いますが、市長、いかがお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど江藤議員からの質問もお受けしておりましたが、縮小社会に向かっている今日、行政が、いかにスマート自治体というか、スリムな自治体というのが、今、国のほうから求められている中で、この行財政改革というのはもう待ったなしでありまして、特に、この行政組織の仕組みというのは、やっぱり議員御指摘のように、それも職員が多ければ多いほどに、それは越したことはないんですけれども、そのためには、非常に縮小社会に向かいながら行政がすごく頭でっかちになるというのが、やはり、いろんな面から、やっぱり課題があるんで

はないかなと、このように思います。

要は、スリムな自治体、そして、しっかり市民の皆さんの行政サービスが滞らないようにするためどうしたらいいのか、江藤議員の質問にもお答えしたとおり、しっかり事務事業を見直しながら効率的な事務運営を図っていききたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、具体的な数字を教えてくださいと思います。

うきは市の、いわゆる法律なり基準に基づく定数は幾つで実数は何名かを教えてくださいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 職員数。

○議員（5番 竹永 茂美君） 職員定数と実数を教えてくださいなんです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 事前に通告していただければ、しっかり御答弁させていただいたところなんです、また、ちょっと私自身、今、手元に持ち合わせてないので、また後でお知らせをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 最近、防災無線で支援員の募集がなされております。学校現場での特別支援学級等の分だったと思いますが、市の職員並びに学校職員で、そういう、いわゆる欠員というか、病休等を含めてというのはふえているような状況だと思っております、その点については、つかんであるのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 学校教育課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課の瀧内でございます。

御指摘のように、学校関係で言えば、現在、防災無線等でも募集をしておりますように、不登校支援員、それから学級支援員、特別支援学級支援員ということで募集をしております。

各学校で、いろんな病気とか、さまざまな要因でおやめになられる方も、それから休暇をとられる方もございますので、欠員が生じた場合に募集をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） じゃあ、学校の場合は、今、募集されている2名だけというふうに理解してよろしいですか。それから、教育委員会部局での、病休とかでの、欠員とまでは言いませんが、欠員状態というのはいないのでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 支援員等については、先ほどお答えしたとおりでございます。

教職員で1名、欠員が出ておりますので、これについては、教育事務所のほうにお願い、依頼をしているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今、学校現場だけ述べられましたけれども、なかなか、きつきの人員配置で、欠員が出て、すぐ手当てできないような状況があります。そういう意味からすれば、先ほど申しましたように、やはりきちんとした定員を、やはり福祉とか学校については配置していただきたいと思っていますので、これはもう、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、通学路につきましては、先ほど述べました8月28日の豪雨のときの状況です。

こちらが、写真の上にあります、左にあります、ちょっと大変写りが悪くて申しわけないんですが、土砂があふれていました。翌日はもう学校が始まったわけですけど、土砂がそのままになっていましたが、なぜなのかを教えてくださいたいと思います。

あわせて、これ、21区の山曾谷川の一部です。流木がたくさん上がってますので、同じく通学路が冠水したと思われま。これに対する対応について、なぜ臨時休校の次の日まで土砂の堆積があったのかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 住環境建設課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 江島住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課、江島でございます。

ただいま、議員のほうから、写真の左上ですか、この状況ということでございます。

先般、8月27から28日の豪雨によりまして、市内で、今まだ精査中でございますけれども、27カ所の被害箇所が出ております。こういった箇所につきましては、うきは市におきましては、年度当初に市内土木業者のほうと地域JVという形で契約をしておきまして、こういった応急対応に当たるような体制をとっております。

ただ、この8月27・8につきましては、至るところで土砂崩壊等で道路の通行どめ等が発生しております。この18区、19区につきましては、この場合は、床上、それから床下等の浸水があつておきまして、水が引けば、通行的には支障がないと。今回のこの雨につきましては、緊急的に、道路が閉塞しているのは土砂撤去、そういったところに地域JVのほうを手当てをしておりました。翌日までにはまだ復旧しておりませんが、2日後ぐらいまでには土砂の撤去が終わっておつたというふうに確認をしておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） では、このようなことを含めた、先ほどの通学路安全推進会議についてですが、本年度も開催をされ、現場の点検はしていただいたことは大変ありがたいんですけども、その下の写真にありますように、例えば吉井小学校の子供たちを、西鉄バスの営業所から北に向かって進んでいくわけですけども、現実的には大変狭い場所になっています。また、白黒写真で大変申しわけないんですけども、下の写真と比べていただければ、路側帯がはっきり残っておけば写るわけですけども、白黒写真で路側帯がはっきりしないということは、それだけ消えているということになると思います。

また、下の段、千年小学校校区では、溝口の子供たちが千年簡易郵便局の北側、そして千年簡易郵便局のところを通るわけですけども、大変狭い場所に出なければなりません。一番下の左側、地元優先というところの電信柱に看板がかかっておりますが、その場所を通過して上のほうの郵便局のほうへ行きますので、大変危険というふうに考えております。

また、裏側になりますが、江南小学校の金本の交差点は、そこにありますように、もう横断歩道が消えております。2年に1回ではとても対応できないということをする述べてきたわけですけども、残念ながら、今の教育長の判断では、会議に諮りたいということでした。

それで、昨年1年間、私の質問に対する教育長と市長の答弁をまとめましたら、何か次のようなルーチンでかわされているなという気がいたします。市長は、大変前向きな答弁をいただくんですけども、「しかし」ということで、厳しい財政があり云々かんぬんという形になると思います。教育長のほうは、いろいろ述べられますが、なかなか、まともなとか正確な答弁はしていただけません。というのは、この検討委員会に諮りますと言いますが、この検討委員会の主催者が教育長であれば、教育長が「します」と言えば解決するわけですけども、るる述べてきましたように、これについては「検討を委員会に諮ります」。また、後のほうで質問しますが、総括健康管理委員会に労働者の代表を加えるべきではないかということにつきましても、「検討委員会に諮ります」ということで、都合の悪いことは「検討委員会に諮ります」、都合のいいことは「します」ということですが、その点については、もう少し誠意を持ってお尋ねしたいと思います。

したがいまして、再質問です。

うきは市通学路安全推進会議を毎年1回されることについて、再度、市長と教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 先ほど答弁させていただきました。会議というのは、いろんな関係者がいらっしやいます。ですから、そういう関係者の御同意を得ないことには、回数等については

決められないわけでございますので、会議に諮り、関係者の意見をいただきながら決定していきたいと、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育長の答弁どおりでございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 4月、1年生が入りまして、通学路に保護者も立っております。

これは上吉井の子供たちが通る、大変危険なところです。

これは、6月の発表しました駅前のところですか。保護者は必ずついていっております。これも保護者がついて指導に当たっております。

このように、子供に伴う保護者や地域の方は一生懸命取り組んでいるわけですが、1年間、質問してきて、なかなか前向きな回答が出なかったということは、市長が言われているような、子供が、これからのうきは市を担う大事な人材だから、安全に取り組みたいということとは随分乖離しているのではないかというふうに思います。時間がありませんので、そこをよろしくというか、見守っていきたいと思います。またその会議があれば、ぜひ傍聴をさせていただきたいと思います。

それでは、3点目の、外国にルーツを持つ子供の件ですが、それぞれ幼・保・小・中については把握してあるということでしたが、学校や、あるいは本人、あるいは保護者に困ったことはないというふうに理解してよろしいのか、再度お尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 現在、把握している児童、園児、生徒につきましては、いろんな言葉の問題とか周りの孤立感とか、そういったことでお困りのことがありましたら、個別対応、うきは市の福祉事務所に入っております家庭児童相談員、あるいは保健課の母子保健担当、それから学校教育のほうの相談員と連携しながら個別対応をとっておりますので、現在、課題は生じていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） ありがとうございます。

それでは、2点目のほうに進ませさせていただきたいと思います。若者が住みやすいまちづくりについてということで、1点目が、2018年度の教職員の月別、小・中別、職種別の超勤実態の分析と2019年度取り組んだ改善策についてお尋ねいたします。

また、2点目は、国や県の働き方改革を踏まえた、2019年度学校総括健康管理委員会の協議内容と構成員見直しについてお尋ねしますし、各学校の健康委員会、保健委員会でしょうか、それと教育委員会へ、どのような提起をなされて論議されたのか。

それから、3点目が、外国から、うきは市に來ている技能実習生等の実態把握と適切な対応についてお伺いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、若者が住みやすいまちづくりについて大きく3点の御質問をいただきました。3点目について私から答弁をさせていただきます。1点目、2点目につきましては、この後、教育長から答弁をさせます。

3点目が、外国から、うきは市に働きに來ている技能実習生等の実態把握と適切な対応についての御質問であります。国別につきましては、ことし5月末現在で、ベトナム79名、フィリピン24名、中国11名、インドネシア3名、モンゴル2名、タイ2名、合計121名であります。性別は、男性80名、女性41名です。年代別では、10代が6名、20代が82名、30代が28名、40代が5名であります。仕事の内容につきましては、市では把握をしておりません。

現在、4月に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法が改正され、深刻な働き手不足への対応が国レベルでも取り組まれております。福岡県では、外国人材受入対策協議会を設置し、技能実習生の円滑かつ適切な受け入れに向けて、福岡県外国人相談センターが令和元年7月31日に相談窓口として設置されております。

うきは市としましては、外国人材受入情報共有会議を、うきは市商工会及びにじ農業協同組合と連携し、現状把握や対応について協議を行っているところでございます。うきは市の相談窓口としましては、雇用対策の業務を所管する、うきはブランド推進課商工振興係で対応することとしております。また、うきは市の技能実習生の国別の人数割合から、ベトナムの技能実習生が多いという特徴を踏まえて、当面、ベトナムからの入国者への対応を進めていきたいと、このように考えております。具体的には、ベトナム語の日常生活情報や災害時支援のチラシの作成を行い、市内各事業所等へ配布を行います。また、既に技能実習生を受け入れている事業所への聞き取りを実施する中で、課題等の把握を行い、今後の対応策の参考としたいと考えております。

今後とも、福岡県外国人相談センターの活用など、国・県の動向を注視するとともに、うきは市商工会やにじ農業協同組合と連携して、多文化共生の新しい視点を持って、多様性と活力のある社会につなげてまいりよう努めてまいります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、若者が働きやすい、うきは市の政策についての御質問でござ

ございますが、2018年度の教職員の超過勤務の実態につきましては、タイムカードを導入しました昨年8月から本年3月までの8カ月の集計で申し上げます。小学校で月平均超過勤務時間が、最も少ない月は5時間57分、最も多い月が41時間27分で、おおむね30時間から40時間の間となっております。また、中学校では、最も少ない月は14時間33分、最も多い月が52時間6分で、おおむね30時間から50時間の間となっております。

時期的には、夏休みである8月を除けば平均化しておりますが、9月から11月の秋期は若干多くなっております。職種別では、小・中学校とも教頭が多く、校長と主幹教諭、教諭等が同程度となっております。

また、超過勤務の削減に向けた取り組みですが、現在、国も福岡県教育委員会も働き方改革として、学校現場の長時間勤務是正に力を入れているところで、各種通知や研修会等で強く指導されております。うきは市教育委員会としても、タイムカードのデータ等も活用しながら、校長会や学校訪問、そして教職員対象の研修会等、機会あるごとに教職員の意識改革、超過勤務の削減について指導しております。今後、今年度の総括健康管理委員会において、超過勤務時間が最も多い教頭の代表から実情を報告してもらい、改善につなげていくこととしているところです。

2点目の、学校総括健康管理委員会の協議内容及び構成員見直し等についての御質問ですが、総括健康管理委員会は年2回開催し、各学校職員の健康管理と職場環境の改善について協議しております。本年度秋期の総括健康管理委員会は、現在、10月開催に向けた日程調整を行っているところですが、協議内容としては、ストレスチェックの結果が出ておりますので、その報告と結果を踏まえた学校での対応策の協議、各学校での衛生委員会の状況報告、さらに、超過勤務実態を踏まえた協議等を予定しております。また、年度末の総括健康管理委員会では、1年間の全体的な総括と次年度に向けた取り組みの確認等を考えております。議員がかねてから御指摘の、市の衛生委員会との比較検討は、今後行ってまいります。

なお、市の衛生委員会との違いの1つである構成員の違いにつきましては、各学校ごとに校長を健康管理責任者として、養護教諭等、専門知識を持った職員を衛生推進者として配置しておりますので、現状でまいりたいと考えております。

続いて、指導結果についてですが、各学校の衛生委員会には、専門的な観点からは、産業医の先生から指導をいただいておりますし、全体的な事柄についての指導は、総括健康管理委員会で行っております。

なお、月1回定例開催しております教育委員会でも、働き方改革の内容や各学校における健康管理の実態指導状況については、適時報告し、情報共有を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどの私の答弁で一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

国の法律ですが、ことしの4月1日に、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律が施行されたわけでありますが、この法律名について、「法務省設置法」と言うべきところを「総務省設置法」というふうに誤って申し上げました。おわびを申し上げながら訂正をさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 今の答弁を聞きまして、やっぱり先ほど指摘したことと似たようなことがあるなと思いました。

といいますのも、2018年度の小・中学校の、いわゆる80時間を超えた、過労死ライン80時間を超えた人数を公にしているのかという質問に対して、それは個人が特定できるから、できませんということでした。この点については、再度、情報公開でも請求したいと思いますが、80時間を超える人の人数、校長さんが何名、教頭さんが何名、教諭が何名ということ进行を明らかにすることは個人情報違反なんではないでしょうか。市長、お尋ねいたします。人数を例えば校長が何名、ゼロ名とか1名、80時間を超えた人の人数を明らかにすることは個人が特定できるので、この場では明らかにしないでくださいということ、お配りした資料の下のほうにありますように、校長の後が空欄、教頭の後も空欄です。集約用紙では当然のごとく、そこは人数が入っておりますけれども、教育委員会との関係で人数を明らかにすることができませんでした。だから、80時間を超えた人の人数を明らかにすることは個人情報違反なんではないかというお尋ねです。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 個人情報保護法の観点からいきますと、特定の個人が、個人が特定されることが非常に大きな問題になるわけであります。したがって、特定されなければ、それは何ら問題ないと思いますが、内容によっては、個人名は出てこないけれども、その表現によって、もう、この人だというふうにわかる案件なんかについては、やはり個人情報保護法で保護すべき観点だと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） じゃあ、その点につきましては、情報公開審査会のほうにもまたお諮りしたいと思います。

その点、数値がありませんので、ここを書けなかったんですけども、確かに7月の教育委員会の中で報告がありました。教頭さんが、先ほど述べられましたように、超勤、平均では50時間を超えるということで、校長や教諭よりも大変長い実態がありました。

ところが、その下の段にありますように、4月から7月の実態を集めましたら、校長も教頭も、指導があったせいか、過労死ラインの80時間を超える人数は減りました。一方、主幹教諭や教諭のほうは、昨年度に比べて本年度1学期の過労死ライン80時間はふえています。それは、小学校も中学校も一緒です。ということになりますと、いろんな取り組みをしてきましたということに対して、超勤平均時間は長かったのかもしれませんが、過労死ライン80時間を超える人は主幹教諭や教諭のほうが多かったという実態だと思いますが、その点について、教育長は、いかがお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、議員がお話しになっている資料がちょっと手元にありませんが、昨年度の統計は、8月から3月までの平均をいたしております。したがって、8月というのは、先ほども答弁で申し上げましたように、極めて超勤時間の平均は少ない月でございます。そこでの平均、そしてまた、今回、本年度は4月から7月でございますので、中学校で言いますと、6月の中体連の大会等、考えていきますと、例えば中学校に行かれるとわかると思いますが、優勝旗がいっぱい並んでおりまして、結局6月に大会に向かって頑張る。うきは・三井・小郡大会を勝ち抜いたら筑後地区大会、筑後地区大会を勝ち抜いたら県大会、県大会を勝ち抜いたら、競技によっては、九州大会、全国と。そういった要因もありますので、一概に比較はしにくいのではないのかなというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 繰り返しになりますが、校長や教頭は、ことしのほうが減っていますですね。ところが、仮に、じゃあ、中学校は部活があったと。じゃあ、小学校がふえているのは、どのように分析されているんでしょう。また、それを明らかにできないから、問題点がなかなか解決しないと思いますが、小学校がふえている原因は、どのようにお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 総枠として比較するという意味では、年度初め4月から学校というのは、とても忙しい状況がございます。そういったことは総論として言えますが、各論においては、各学校で衛生委員会を開催いたしております。それぞれの学校の衛生委員会の中で、その点について整理していただきたいと思っておりますし、そのことを総括健康管理委員会の中で報告いただき、市全体の方向を定めたい、あるいは方策をとりたい、そのように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 答弁がなかなかかみ合いませんけれど、それでは、県教委が3種類のパンフレットを出してますですね。最初に、平成24年度に、いわゆるグリーンのパフレットが出ました。済みません、文科省でした。目的は、教職員が教育活動に専念できる適切な職

場に向けてということで、これは27年にも出ましたが、ほぼ一緒です。そして、本年4月にも出ました。ほぼ一緒です。

ところが、どこが変わったかというところ、本年度の4月については、労働安全衛生管理体制の未整備は法令違反。学校の設置者は、法令上求められている体制整備をしなければならないというふうに書いてあります。学校設置者は市長になるわけですけれども、市長は今の答弁について、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 教育長の答弁どおりだと、そのように認識をしています。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 教育長は、学校総括衛生委員会を2回しましたと、6月、言われました。胸を張って言われました。でも、それは労働安全衛生法からすれば、月1回以上しなければいけないということに対しても反しています。それから、校長は、学校における使用者ですから、労働者の代表ではありません。したがって、これも違反しております。

したがって、どうしても話が進みませんでしたので、このパンフを6月議会の後に手に入れましたので、後ろに書いてある連絡先、文部科学省初等中等局健康教育・食育課の方に電話をいたしました。内容は2点です。うきは市で似たような組織ができていますけれども、毎年開催されてません、それから、労働者の代表が入ってません、その点についてどう思われますかということをお聞きしたら、労働安全衛生法を十分見てくださいということでした。その内容は、先ほど言いましたように、毎月1回以上開くこと、そして、労働者の代表を入れるということです。そのことについて、今、市長は教育長と同じ考えということでしたが、再度、今の文科省の方への質問、答弁をお聞きになって、どのようにお考えでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、教育委員会だけではなくて、我々行政内部についても同じことが言えますので、労働安全衛生法のお話等々については十二分に承知をさせていただいているところであります。ちょっと詳細については、学校教育課長から答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 学校教育課、瀧内でございます。

議員のほうから、かねてより、この件については御指摘をいただいているところでございます。教育委員会のほうでも、いろいろと調査をさせていただきました。ちょっと時間がないようですから、簡潔に申し上げます。

法の趣旨につきましては、学校現場では教職員が50人以上であれば、この法律については適用といいますか、設置しなければならない。当市の場合、10人から49人の別枠でございませ

ので、この労働安全衛生法については適応除外というふうに捉えておりまして、議員のほうがおっしゃっております労働安全衛生法、この条文について、条項も含めて御指摘をいただければ、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それでは、教育長にお尋ねいたします。

昨年度、学校総括健康管理委員会を2回開催されました。2018年度です。それでは、2017年度は何回開催されましたか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、手元に資料がございませんので、後ほど回答いたします。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） それは大変変だと思います。

といいますのは、平成29年7月並びに6月に、そういう質問がありまして、教育長は、情報公開に基づいた分で答弁されてますですよ。去年は2回ですよ。おとしは何回ですか。そんなに古い話ではないと思います。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 済みません、手元に資料がございませんので、後ほど。

○議長（櫛川 正男君） 竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私のほうに手元に資料があります。実は、平成26年以前も1回も開催されておられません。そういう状況の中で、るる2回、昨年しましたということも言われても、本当に先生たちに寄り添ったことができているのかなというふうに思っております。

時間が来ましたので、3番については、後でまた機会があれば、決算委員会の場で話をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、5番、竹永茂美議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩いたします。13時30分より再開します。

午後0時14分休憩

午後1時29分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで瀧内学校教育課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） 午前中の竹永議員の質問でお答えできなかった部分がありましたので、回答いたします。

総括健康管理委員会の2017年度の開催についての御質問でございました。9月13日と3月の、翌3月8日の2回開催をしておりますので、御報告をいたします。

○議長（櫛川 正男君） じゃあ、午前中に引き続き、一般質問を行います。

それでは、6番、岩淵和明議員の発言を許可します。6番、岩淵和明議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 6番、岩淵と申します。今回は2つのことについて質問をさせていただきます。

1点目が、保育へ入所できる基準の改善を求める件と、それから、6月にも一度伺いましたけれども、国民健康保険関係のところ、前回、少し不十分な点でお尋ねをしたいというふうに思っています。

それでは、1点目、保育へ入所できる基準の改善を求める件であります。保育へ入所できる基準の改善を求める点について質問させていただきます。うきは市は、市が基準を決めて実施していますが、以下の点についてお尋ねをいたします。

1点目が、育児休業を取得中、入所中の兄弟は、継続を希望した場合、就労継続の証明をもって入所できるように改善を求めたいと思っております。

2点目が、入所基準について、兄弟の継続を希望した場合、産前産後の入所期間を、産後について2カ月を3カ月に延長するように見直しができないか、具体的に要請をしたいと思います。

それから、3点目が、利用調整基準点数表というのがあります。これの基礎点数（父母の状況）の細目記載で、1日の労働時間と週時間で今現在あらわしておりますけれども、ほかの法律、条例も含めて、1カ月の就労時間数で記載しておりますので、認識を統一するためにも改めるべきではないかということでお尋ねをしたいと思います。

4点目が、この同じような点数表の児童の家庭状況等に関する調整点数について、マイナス点数が示された事項があり、ある意味ではペナルティということにとられると思います。本来、認定するに当たって、児童福祉法や子ども・子育て支援法に基づいて行う保育支援になじまない内容ではないかということで見解をお尋ねしたいというふうに思っています。

以上、4点です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、保育へ入所できる基準の改善を求めるとして大きく4つの質問をいただきました。

まず、1点目が、育児休業を取得中、入所中の兄弟が入所継続を希望した場合、就労継続の証明をもって入所できるようにという御質問であります。以前は、育児休業に伴う入所につきま

しては、育児休業を取得した場合、保育の必要性を認められないとして、在園児は退所とされておりまして。しかしながら、平成27年4月1日に子ども・子育て支援法が施行されてからは、育児休業を取得した場合でも継続して入所ができるように改正されたところであります。

また、育児休業とは、育児・介護休業法によって定められた、子供を養育する労働者が法律に基づいて取得できる休業のことであるとされておりまして。現在、保護者が育児休業を取得中の在園児は、育児休業証明書及び育児休業給付金支給決定通知書をもって継続の認定をしております。しかしながら、育児休業を取得するには条件があり、勤務日数等の不足により、継続して就労するものの育児休業が取得できないケースもありますので、今後は、育児休業の実態を確認した上で柔軟に対応したいと考えております。

2点目が、入所基準の兄弟姉妹の継続を希望した場合、産前産後の入所期間の産後について、2カ月を3カ月に延伸するよう見直しができないかとの御質問であります。現在、産前産後の取り扱い、産前2カ月、産後2カ月の入所期間としております。しかし、産後2カ月経過後、本人の申し出により、母体や出生時の産後の状況によっては、産後3カ月まで入所期間を延長した事例もあります。そのようなことから、産後3カ月への見直しにつきましては、近隣市町村の状況を見て検討させていただきたいと思っております。

3点目が、利用調整基準点数表の基礎点数の見直しについての御質問であります。子ども・子育て支援法の内閣府令及びうきは市子ども・子育て支援法施行規則では、一月単位の労働時間で保育認定を行うこととなっております。うきは市におきましても、一月単位の労働時間で保育認定を行っているところであります。ただし、うきは市の認定を行う資料となる利用調整基準点数表の基礎点数では、1日の労働時間と週の労働時間を確認する様式としており、フルタイム労働かパートタイム労働かなどの状況を把握しているところであります。今後、利用調整基準点数表の基礎点数の見直しにつきましては、近隣市町村の状況を見て検討させていただきたいと思っております。

4点目が、児童の家庭の状況等に関する調整点数のマイナス点数の表示についての御質問であります。現行の調整点数は、保護者の勤務状況等により配点をしており、その状況によっては、他との比較を図るために減点となる項目もございます。児童福祉法、子ども・子育て支援法の観点から、評価項目を加減算ではなくて加点のみにすべきだという御指摘につきましては、近隣市町村の状況を見て検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 近隣市町村との比べて検討するということですが、それで、1番目の問題について少し話したいと思っております。

まず、就労継続の証明で求めている件ですけれども、保育退園というのは、今、答弁のところ

あったように、保育所に預けている上の子供を退所させるということで、育児休業を取得した場合に、そうなるということで、自治体によって制度がばらばらで運用されているという実態あります。

実は、うきは市で、この事案が昨年あったということです。さっきの答弁では、27年以降、新制度ではないというふうにおっしゃっていますけれども、市長は、この運用について御存じですか。把握されてますか。それから、どういった子供たちが対象となったのかということ。それから、この間、何名退園させられていたかという数値についても把握されているかどうか。まず、その辺をお尋ねしたい。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 細かい実態、数字等の実態は承知してないところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それでは、お尋ねしますけれども、この運用は、なぜそういうふう
に私が言っているかということ、30年度の表記のところと31年度のこの申し込みのしおりの中
身が少し違うんですね。30年度では書かれていなかったことが付加されている。これは、いろ
いろ育児休業法にのっとった項目が改めて追加されているということなんですね。この背景が何
だったのかということ、まず知りたいことです。ちょっとお尋ねします、そういう意味で。
31年度と30年度の、このしおりの中身の入所できる基準について、この違いがなぜあるのか、
それを答弁いただけますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 福祉事務所、末次でございます。

岩淵議員の御質問の、29年度と30年度のしおりの違いについては、（「30年と31」と
呼ぶ者あり）、失礼しました、30年度と31年度のしおりの違いについては、ちょっと確認を
させて、後ほど答弁させていただきます。

それから、育児休業証明書及び育児休業の育児休業給付金支給決定通知書の件でございますが、
育児休業証明書だけで実施していたのが平成28年と29年度で、退所はございませんでした。
平成30年度から、失礼しました、29年度から、この育児休業証明書と育児休業給付金支給決
定通知書の2つの書類を提出していただいて入所を継続するという形をとりましたけれども、こ
の2つの書類をとるようになったことにつきましては、育児休業証明書を提出していただいた後
に、実際に育児休業——職場復帰をされてないケースがございました。そういった実態を踏ま
えて、適正に、育児休業期間中に保育所に預けるといふところを適正に行うこととして、この育

児休業に関する証明書と、もう一つの育児休業給付金支給決定通知書をもって継続の認定をしているところでございます。

平成30年度に退所された児童につきましては2名いらっしゃいましたが、1名の方、1名の保護者の方につきましては、別の会社に、育児休業を取得されないで別の会社に就職されたということで報告を受けております。もう一人の方につきましては、本来、育児休業制度の対象だったというふうに報告を受けてますけれども、ハローワークの関係で、この育児休業給付金支給決定通知書の提出ができなかったという事例の2事例が報告を受けております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、今、最初、市長が答弁したのは、子ども・子育て支援法が起きてからは、ありませんっておっしゃってなかったですか。（発言する者あり）えっ。

（発言する者あり）では、実際には起こってたということですね。ということですね。それは、市長は御存じなかったということですか。（発言する者あり）はい、わかりました。

ごめんなさい、議長。

○議長（櫛川 正男君） どうぞ。

○議員（6番 岩淵 和明君） だとすれば、ここまで記載している、ほかの近隣の自治体はありますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 近隣の市町村につきましては、育児休業給付金支給決定通知書をもってするような自治体、近隣市町村は、実態としてはございませんでしたので、今後、育児・介護休業法に定められている、原則として1歳未満の子を養育する男女労働者の育児休業制度の分で取得できないケースも中小企業ございますので、今後、この件については、市長答弁にもありましたように、柔軟に今後、近隣市町村を確認した上で対応をとっていきたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 3つ指摘したいと思います。

まず、子ども・子育て支援法の解釈の問題があるということです。

それから、2つ目は、法律の目的や趣旨が違うものを拡大にして運用しているということ。今、2つの法律を運用しているわけですね。それは、それぞれ別々の目的の趣旨ではあるわけですね。だから、それを拡大して運用しているということなんですね。

それから、3つ目は、これが大きいかもしれません。相談された際に、このやりとりの中で、育休明けの就業されていないということで、詳しく、その窓口で調査をしなかったということなんですね。実際に、これは後々ですけれども、ことしの8月にハローワークが間違えましたということで、本人のところにおわびに来たという事案なんです。本来であれば、育休を取得し、そして給付証明書が出る対象だった人が、ハローワークが、たまたま法律の解釈を間違えて支給決定通知を出さなかったという事例だったんです。だから、さっき言ったように、2つ目で指摘したように、そもそもは別々の法律で、趣旨であるんだけどって。だから、ほかの自治体は書いてないんですよ。当たり前なことだけど。だから、うきは市が悪いって言っているんじゃないですよ。うきは市が、解釈の仕方が違うということだと。

それで、なぜここまで書くようになったかということは、さっき福祉事務所長さんがおっしゃったように、いろんな経過があるということですね。

まず、第1点目に、解釈の問題。子ども・子育て支援法の解釈の問題。これについては、平成27年の4月から施行されてます。そのところで幾つも厚労省のところから、いろんな通知が出ております。子ども・子育て支援法施行規則、規則の中で、第1条9号があります。第1条9号のところには、育児休業取得時の継続利用のことにについて書いてあるんですね。そのことについて、これは、平成26年9月10日で、内閣府の政策統括官、そのほか、厚労省、そして文科省の連名で通知が出されているんですね。その通知の中身は何というかというと、保護者が育児休業を取得することになった場合、休業開始前に既に保育所等を利用していた子供については、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、次年度に小学校入学を控えるなど、子供の発達上環境の変化に留意する必要がある場合、それから、保護者の健康状態や、その子供の発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など児童福祉の観点から必要と認めるときは、保育の必要性に係る事由に該当するものとして、継続して利用を可能とすることとしたものであるということをちゃんと通知で書いてあるんですね。もちろん、一旦保育所を退所した場合には、優先利用の枠組みにイの一番に入れるというふうなこともつけ加えられております。

それから、これは、ことしの令和元年6月に内閣府子ども・子育て本部からも出されております。事由のところ、育児休業取得時に既に保育を利用している人は入れなさいと書いてあるんですね、一番上に。という、こういう経過があるんですね。なぜそこまで具体的に通知が出されているのに、できなかったのかというのがよくわからない。2名の方。

ただ、ちょっと聞いたのは少し違って、もっとあるというふうに実は聞いているんですね。福祉事務所のほうから、何件この間ありましたかということをお尋ねさせていただいたら、2件という件数がありました。だけど、そのところに1歳児って書いてあるんですね。でも、今回の事案は2歳を超えた方なんですね。だから、実を言うと、さかのぼって調べることも含めて、退

所されている方のデータというのは、実を言うと存在していないんじゃないかというふうには私は思うんですよ、結局は。退所届に、保育のために、の休業のために退所しましたという項目に丸つけるような内容になってますか。そこを伺います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 申しわけありません、後ほど回答させていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 結局、この運用、背景に何があるのか、なぜそのような運用をされたのかということ、さっき所長がおっしゃってたのは、いろんなケースがあるので確認のためにしているということをおっしゃってました。それはそれで大事だと思う。でも、就労証明、再雇用の証明書があれば、それで事足りることじゃないんですか。それだけのことでしょう。何で休業手当の支給決定通知がなければならぬのか。そこをお答えください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所に。

○福祉事務所に（末次ヒトミ君） 育児休業給付金支給決定通知書が必要な件につきましては、再度就職した時点、育児休業制度を1年取得した場合に、その次に再就職をした通知書という御質問、それで事足りるのではないのでしょうかという御質問だったかと思ったんですけども、さかのぼりができないもので、今現在、育児休業給付金支給決定通知書を提出しているような現状でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 市長はどう思いますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議員も今お手元に平成31年度のうきは市保育所入所申し込みのしおりを見られていると思います。今、福祉事務所に答弁してありますように、このところは添付書類等が何項目入っておりますが、福祉事務所に答弁してありますように、初期の段階で育児休業に関する証明書を出されて、現実的には職場復帰しなかったというケースがあったもので、それを追加的に証明を得るために、育児休業給付金支給決定通知書、これを求めることにしたという答弁がありました、まさにそのことだろうと思います。

議員の御指摘も、単なる就労継続の証明でいいじゃないかという話なんですが、過去、議員の指摘と、ここで言う育児休業に関する証明書って大体一緒ですよ。その証明書をいただいでて

も、現実はそのようになってなかったという現実があったもので、こういう対応をさせていただいているんですが、しかしながら、今後は、先ほど答弁をさせていただいていますように、ここで「など」という言葉がありますので、もっともっと柔軟に、そういう、うその申告はまずいんですが、しっかりした継続就労の意思があれば、しっかり対応をしていきたいと、こういうことで答弁をさせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） まだわからないね。

育児休業に係る給付金の決定は条件があるんです。給付するのに条件があるんです。過去2年間にさかのぼって、平均月単位で11日間の勤務がなければならなくなっているんです。それと再雇用される証明とは違うんですね。お金にまつわる、要するに、育児休業するに当たっての休業保障をできるどころと、できる条件と再雇用される問題とは全く別問題だということなんです。だから、法律の解釈を間違えているんじゃないですか、間違いとか拡大してませんかということを行っているんです。やめなさいよ、もうそれは。ほかのところでもやってないんですから。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返しの答弁ですが、今、御指摘のとおり、しかしながら、育児休業を取得するには条件があり、勤務日数等の不足により、継続して就労する者も育児休業が取得できないケースもありますので、今後は柔軟に対応したいというふうに答弁をさせていただいておりますが、重ねての答弁で、対応したいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） これだけにちょっと時間をとれないというのもありますけども、ただ、令和2年の募集が10月には開始されると思います。そういう点で、今回この基準、運用基準について、もう一回検証して、やってほしいと思います。

それから、次の2点目に移りますけども、2カ月を3カ月にしてほしいという話をしていますけれども、実際に子供たちが、子供が、うきは市から転出先として大刀洗ありますけど、大刀洗は産前3カ月、産後4カ月というふうになってます。久留米市も産後3カ月というふうになってます。そういう意味で、母子健康管理というんですかね、やっぱりいろんな方がいらっしゃると思うし、それから、出産された日が必ずしも月頭というふうにならないと思うので。月末にもなるだろうと思って。そして、出産日の、産まれた日の翌日の3カ月後か、ということが対象の前提になっているので、その辺は検討したほうがいいだろうと。

やっぱり母子健康については、ほかに男女雇用機会均等法とか母性健康管理という、いろんな法律がありますので、やっぱり皆さんのところで、その辺の整理をしておいて、どういう形のほ

うが適切なのか。実際に、さっき答弁の中では3カ月になっている方もいるというふうに聞いてます。ただ、制度として2カ月になっているわけですよ。運用として2カ月になっているんですよ。それを実際に3カ月出てるということは、何らかの、やっぱり2カ月じゃ事足りないという実態もあると思うんですね。そこに即して、やっぱり見直していくというのも大事な点だというふうに思います。

それから、もう一点、利用点数の表記の問題、マイナス点、ペナルティの問題ですけども、やっぱりこれは見直してほしいと。これも近隣にはありません。なので、特に同居の祖父母が保護できない事由、相当な理由がないとだめだとか、それから保育料の滞納。おくれて申し込んだ場合。夜間の勤務。それがマイナス点になっているんですね。いろんな働き方あるし、いろんな子育ての環境というのはあると思うんですね。やっぱり、この支援法にのっとして、きちんと対応していくということが大事だというふうに思います。

児童福祉法に基づいて子ども・子育て支援法が成立しております。総合的かつ効率的に提供されるような、そういう配慮をするということが、うきは市に課せられた法律上の責務であると思えます。改めて、その辺のところを改善できるように求めて、これについての質問は終わります。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから答弁させていただいてますとおり、この利用調整基準点数表、この調整点数の一覧でマイナス項目が出てきているのは、他との比較する意味で、このマイナス、加減点方式を採用しているんですが、これは、うきはだけじゃなくて、ほかの市町村も、そういう事例もありますので、そういうところをしっかりと調整させていただきながら検討をさせていただきたいと、このように思ってます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） そこまでおっしゃるんだったら、どこがありますか。具体的に自治体名、わかってたら教えてください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 福祉事務所に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 利用調整点数の減点項目がある近隣市町村につきましては、朝倉市、筑前町、小郡市、筑後市、筑紫野市でございます。減点項目がない市町村につきましては、久留米市、大刀洗町になっております。

この調整点数につきましては、減点項目の表記の仕方なんですけれども、加点方式になっている部分につきましては、例えば65歳以上の同居の家族が「いない」となったときに加点方式というような形で、久留米市の加点方式というのは、いない場合に加点。うきは市で言えば、そう

いった65歳以上の同居世帯に、そういう御家族が「いる」という表記になってますので、減点という点数、配点項目、表記の仕方がそのようになっているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 多様な子育てのあり方について、福祉事務所長はどうお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 末次福祉事務所長。

○福祉事務所長（末次ヒトミ君） 今回、一般質問で岩淵議員から御質問いただいたことにより、近隣市町村の状況だとか多様な子育て支援のことを考えた上で、やはり、こういう調整点数というのは、減点方式ではなくて、子育てをよくみんなで支援するという形で、加点方式だとか、いろんな養育をきちんと支援していく上で、多様な評価というのを検討、今後ですね、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて子ども・子育て支援法の目的と趣旨について、ぜひ、じっくり学んでいただければありがたいというふうに思います。

次の質問に移ります。国保税の問題について質問させていただきます。

前回の6月のときに市長は、持続可能な医療保険制度の安定的運営を図るために、国民健康保険制度が抱える構造的な問題を解決することも重要だと述べられました。保険税値上げで構造的な問題が解決すると考えているのか。うきは市の事業と加入者の構造との関係で、どう捉えているか、お尋ねをしたいと思います。

2点目、就学前の子供に係る国のペナルティが平成30年度に廃止されております。財源を生かして全国市長会が重点提言としている、子育て世代の負担軽減を図るため、18歳まで子供に係る均等割保険料の軽減措置を創設して財政措置を求めるが、所見をお尋ねしたいと思います。

3点目が、特定健診の受診率向上や保健指導は、市民の健康意識向上や系統的な体の健康管理に重要と考えておりますけれども、特に3大疾患に関する対策としての健診政策と保健指導の具体化を求めたいと思いますが、所見を伺います。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、国民健康保険の改革を求めるとして大きく3つの御質問をいただきました。

1点目が、うきは市における国民健康保険制度の構造的な問題についての御質問であります。うきは市における国民健康保険事業について、被保険者の状況を見てみると、国民健康保険税の

主な担い手となる現役世代の割合は、社会保険への異動や、退職後、年金受給が始まる世代への移行により減少する一方で、また、退職後、医療の需要が高まる65歳以上74歳までの被保険者は変わらない中で、現役世代の減少が、そのまま全体の被保険者の減少につながっているところがございます。国民健康保険税につきましても、全体的な被保険者の減少を受け、緩やかに減少しており、うきは市においても、全国と同様な構造的な課題を抱えていると捉えております。

6月の議員からの一般質問の答弁の中で、構造的な課題を解決することが重要ということを示しましたが、この構造的課題を解決することは、うきは市だけでは困難であることから、市長会等を通じて、国に抜本的改革について要望をしているところでございます。

そのような中、現行の国民健康保険制度が持続可能な制度となるためにも、国民健康保険制度改革後に始まった国民健康保険事業費納付金制度に対して、医療費適正化や収納率向上、保健事業の実施に係る成績評価により交付金が加算される保険者努力支援制度の活用などで対応してまいりたいと考えております。今後、不足が生じる場合につきましては、国民健康保険税率の改定で対応していかざるを得ないと、このように考えております。

2点目が、18歳までの子供に係る均等割保険料の軽減措置についての御質問であります。こども医療、ひとり親医療、重度障害者医療など、地方単独事業の医療費助成制度を実施することで、受診がふえ、医療費の増大を招くとして、国は国民健康保険の国庫負担金の減額調整を行っております。平成30年度からは、未就学児分が廃止となり、うきは市におきましても、平成28年度、平成29年度、それぞれ100万円程度の減額調整がなされてきたものが、平成30年度より廃止となっているところでございます。

御質問の中では、この廃止で生じる財源を生かした新たな施策として、18歳までの国民健康保険税均等割額の軽減措置をとということで試算をしますと、その対象者は約340人で、1人当たり3,000円程度の軽減額となり、均等割額が2万7,000円ですので、1割程度の軽減ということになります。

現在、国庫負担金の減額調整は、県が国民健康保険事業納付金を算定する中で調整されておりますが、今後、納付金を支払っていくための財源が不足する状況の中で、直ちに18歳までの均等割額の軽減を行っていくことは厳しいと考えております。また、子育て世代の負担軽減のための子供の均等割額の軽減につきましては、新たな財源が必要であり、議員が御質問の中で触れられているとおり、全国市長会から重要提言として国に提出しているところであります。

3点目が、3大疾病対策として、健診対策と保健指導の具体化についての御質問であります。がん、心疾患、脳血管疾患のこの3つの病気を総称して3大疾病と呼び、3大疾病は日本人の死亡原因の上位3位を占める病気であり、うきは市においても同様でございます。この3大疾病に関する対策としましては、生活習慣等の改善による疾病の予防、発症後の重症化予防、健診によ

る早期発見、早期治療が重要になります。がん検診につきましては、受診を推奨する年齢の全市民へ受診案内を行っており、県内でも高い受診率となっているところであります。

次に、心疾患及び脳血管疾患につきましては、これらは動脈硬化が起因して起こる病気であり、予防のためには、主な4つの危険因子である、高血圧、脂質異常、喫煙、糖尿病をコントロールしていくことが重要となります。特定健診の結果から、この危険因子に係るデータを分析し、保健指導の対象者を選定し、生活習慣の改善が図られるよう、保健師、管理栄養士などの専門職が保健指導を行っております。また、この危険因子が重症化しない取り組みも重要であり、高血圧、脂質異常、糖尿病などで医療機関を受診中の者であっても、特定健診の結果から見てコントロールができていないと判断される場合は、保健課が、かかりつけ医と連携をとり、生活習慣の改善や栄養指導について指示をいただきながら、きめ細やかな保健指導を行っております。

なお、市内の医療機関との連携をさらに強化するための取り組みとして、8月に、糖尿病等重症化予防連絡会議を発足し、生活習慣病の重症化予防をさらに進めていくこととしております。これらの対策は、特定健診の受診結果によって実施することとなるため、まずは特定健診の受診率を上げることが重要となります。うきは市では、特定健診の対象者全員に受診券を兼ねた案内はがきを送付し、受診率の向上を図るとともに、市内及び近隣の医療機関に協力を求め、継続的に医療機関を受診している場合についても、年に1回は特定健診を受診いただくよう、強く働きかけを行っております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） それでは、まず、1点目のところについてお尋ねします。

最初に伺いますけれども、国保税の値上げの検討について、市長は国保の運営協議会に諮問をされているかどうかを1点お尋ねしたいのと、2つ目は、この国保運営協議会の議事録について、この間、ホームページ上できちんと掲載するようという事で再三お願いしております。検討するというような回答もいただきましたけれども、いまだに実現しておりません。これが実現できない理由について、2点お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 国保税の値上げについて、現時点では諮問はしておりません。なお、会議の公表のあり方については、担当であります市民生活課長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 協議会の議事録の公表の関係でのお尋ねでございました。

議員おっしゃられるように、今までホームページのほうとか公表のほうはやっておりません。1つの大きな要因としましては、今までの——24年に税率改正をした後、税率改正の経過がございませんでしたので、その分につきましては、公表はしてないところでございます。ただし、

今後、公表をすると、じゃなかった、税率改正とか、そういうふうな話になってきた場合、やっぱり市民への説明責任の関係もございますので、何らかの形で公表すべきということは考えておりますけれども、具体的な公表のやり方等については、現在はまだ考えておりません。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 運営協議会の議事録は公開を考えていないということ、市長は、それでいいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど、市民生活課長のほうから答弁にありましたように、前回の改定が平成24年ということで、その後ちょっとなされてませんので、ちょっと今の段階であれなんですが、またしっかり、どういうんですかね、そういう審議会が開かれることになりましたらば、ちょっとしっかり検討させていただきたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 議事録の公開というのは、別に引き上げがあるから公開して、引き上げないから公開しないというわけではないと思うんですね。決算であれ予算であれ、どういう審議をされているかということについて、国保に加入されている方が知る権利でもある基本情報だと私は思います。

ちなみに、今、国保に加入している市民の方は、全体の人口で言えば26%ですけども、高齢者になると71%ぐらいなんですね。いずれにしても、どういう議論をしているか、市民の生活に直接かかわることでもあるから、値上げのときだけ出せばいいということじゃなくて、日ごろから、どういう議論をされているのかといったところが大事だと私はそういうふうに思いますけども、もう一回、回答をください。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 失礼いたしました。確かに御指摘のとおりでございますので、この審議会の議事内容の公表のあり方については、ちょっとひとつ、また検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） また時間が少なくなってきましたので、ちょっとはしよるかもしれません。

保険料の件ですけれども、前回も言いましたけども、持続可能な保険制度をどう確立するかということは、市長が前回のところで答弁されているのは、1点目が、県が納付算定する際の標準保険料の問題というふうにおっしゃっていましたね。それから、2点目が、国が推定する、その

ベースとなる、国が推定する医療水準、医療費の水準について、今うきは市の持っている税率では算定する納付金が出てこない。要するに足りないということの困難さについて、今、頭を悩めてるということの御答弁だったというふうに、そういう認識でよろしいですね。

そのことについて若干標準保険料のことについてだけ言いますと、要するに30年度と31年度の標準保険料、これは金額が違ってますよね。上がってます。これは、毎年、上がるんですね。ゴールが見えないんです。ということが、まず1つありますということです。ですから、値上げしたからといって、それが解決する問題ではありませんよということですね。福岡県でも60の自治体で40の自治体が、この件について頭を悩ませているということであると思います。

それから、全国市長会が協会けんぽ並みのということをおっしゃっていると思います。協会けんぽ並みと言ったら、保険料は幾らですかということも含めて、市長は頭の片隅にはあると思います。今の現実の保険料額と比べて。当面、激変緩和措置が、30年、31年、出されています。基本的には、今回の保険については、6年スパンで物事を考えていくということになっているんですけども、激変緩和って、いつまで続くか、承知していれば、お答えいただけますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 市民生活課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 激変緩和についてのお尋ねでございました。

私の聞くとところによると、3年間は激変緩和をするということで聞いておりました。ただし、県のほうから、今の段階で、いろいろ説明会なり何なりがあっておりますが、2年間、30年から始まって31年と2年間、激変緩和をしてきたところですけども、今の段階で激変緩和をする財源自体がもう不足しているというようなお話も出ておりますので、今後については、それが継続されるものなのかということは、まだ未定でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） という逼迫した状況があるということですね。

改めて市長に申し上げたいと思いますけど、国民健康保険法というのがありますね。これの第1条、第2条というのがあるって、国民健康保険がなぜそこに存在するかということを書いていると思うんですね。この法律は、国民健康保険の健全な運営を確保して、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与する、そのことを目的とする。第2条、国民健康保険は、被保険者の疾病、負傷、出産、または死亡に関して必要な保険給付を行う。それが地方自治体の運営ということで、この間、制度としてなってきたわけですね。

改めて、地方自治を運営して、住民の命と暮らしに直結する問題であります。国保会計は、決

算時点で一般会計からの法定外の繰り入れ、法定外ですよ、法定外の繰り入れを決算時点で判断として行うべきではないか。それも自治権の範囲と考えますけれども、市長は、どのようにお考えですか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 国民健康保険制度は、我が国は世界に類を見ない皆保険制度の大きな根幹をなす制度だと、こういう認識をしております。そして、地方自治体が責任を持って運営するということでありましたが、昨今の改正で、財政的に言えば都道府県がということで制度改正になったところであります。

当初の答弁の中で、この国保の被保険者の状況を前段で申し上げました。要は、被保険者が年々減少している。そういう中で構造的課題というのを申し上げているんですけども、国民健康保険は、被保険者数のうち、高齢者の割合が他の保険と比べて特段高い。そして、医療費水準が高い一方で、無職者の割合も高くして所得水準が低いことから、保険料収入、保険税の収入が得にくいという、そういう構造的な課題を抱えておまして、これは全国共通の課題でありますので、今、市長会、全国市長会等を中心となって、財政運営が厳しい状況の中で国民健康保険を将来にわたって持続可能な制度とするためには、この構造的な課題を解決することが重要であるという認識のもとで、今、毎年毎年、要望活動をさせていただいているところでございます。そういうことで、しっかりした国保制度の当事者として、将来を見据えた持続可能な制度となるよう、いろんな角度から働きかけていきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 私が言いたかったのは、ちょっとはしょってますけども、激変緩和措置が限定的、しかし、一方では国からの通知も出されてます。一般会計からの法定外の繰り入れはするな、あるいは、いろんな地方自治体が行っている軽減措置についても見直せ、こういう流れですね。財政運営は県に握られる。地方自治体は、法律上、国民健康保険上の法律は、第1条、第2条、変わってないんです。じゃあ、何を責任果たすのということなんです。

私が言いたいのは、法定外繰り入れについて、いざというときには、きちんとくれる権利もあるんじゃないですかということを私は言いたいんですね。市長が言ったように、無職者とか、そういうのは多いです。だけど、うきは市の所得水準について言えば、100万以下の方が5割を超えているわけですね。国保税の均等割のところの軽減受けている方が課税対象者の60%ぐらいいに上るわけですね。という構造なんです。上げたら、また徴収対策室が大車輪を回すということになると思う。多分、これは決算委員会で質問しますけども、調書の発行枚数も結構多いと思います。一番滞納額の多いのも国保、この間も私は言ってますけども、国保です。それだけ皆さん、重税感が多いということだと思う。

時間がないので、本当にはしよります。

ペナルティの問題についてですけど、さっき市長がおっしゃったように、国から本来給付される額から減らされている額、その範囲内であれば、2割程度しか、その範囲内で給付できないということだろうと思う。ただ、均等割、今回の標準、県が示している標準課税についても、実は応能負担が、応能負担が下がってて応益負担がふえているんですね。要するに、均等割、平等割のほうをふやしている。そして、所得割のところは減っている。逆なんですね。そしたら、また同じようなことが起こるんですね。軽減措置があると言えば、それまでなんですけどね。ただ、それでいいのかと、税制のあり方として。やっぱり応能負担を重点にやっぱり組み立てていく。ただ、ここは、うきは市が決める話ではないというところもありますので、正直言って、市長会も含めてですけど、この辺は頑張ってください、私自身も、改めて、この辺のところは、引き上げで苦しんでいる方をきちんと支えていくように運動していきたいというふうには思っています。

それと、あともう一つ、1分しかないんですけども、これ、質問したかったけども、この辺は後で各課、また要請していきたいと思えますけども、健診率の問題ですけど、今回また30年度も下がってます。6年連続下がっていると思えます。そういう意味では、深掘りする健診のあり方も少し検討したほうがいいのかなど。いわゆる、言葉は忘れ、言葉は何だったっけ、ポピュレーションアプローチということで、全体的なアプローチということになるわけですけども、そうじゃない組み立て方も医療費削減のためには必要なものではないかなと思います。

第2期データヘルス計画があります。その中で具体的に示されているのは、横並びの政策になってます。目標値になってます。その辺のところも、きちんと見直していただければありがたいというふうに思っています。

ちょっと時間がなくて十分に市長と議論できなかつたんですけども、またお話しさせていただきたいと思えます。これで私の質問を終わります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、岩淵和明議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、11番、上野恭子議員の発言を許可します。11番、上野恭子議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 11番、上野でございます。議長の許可をいただきましたので、質問に入ります。

まず、初めに、先日から、よかったことがありましたので、ちょっとお知らせをしておきます。

7月27日に、市民大学講座の浮羽社交ダンス愛好会がダンスパーティーをるり色ふるさと館でさせていただきました。皆様の御意見はどんなだったのかと思ってお尋ねしてみましたところ、

広さ、また明るさ、それからキッチンの利用度も非常によいということで、使いやすいということで、市内外の方々が今後たくさん活用させていただきますという御意見でございました。限られた予算の中で、しっかり職員の方に考えていただいたりしましたことを本当に、いい結果が出てよかったなと感じております。

さて、それでは、今回4つの質問をいたします。1つ目に、小学校の支援について、2つ目に、帯状疱疹の予防について、3つ目、うきは市民大学について、4つ目が、事務所内機の配置や各種給付金等受付場所の設定について、4つ、させていただきます。時間の関係もありますので、何回もの1つのテーマに対して質問が限られておりますので、少し1回目を長く質問させていただいて、答弁をしていただきたいと思います。

まず、うきは市の教育状況、県内でいろいろ調べてみましたところ、本当に教育環境がすばらしいということに気づかせていただきました。どういうところでといたしますと、1・2年生の30人学級、これは厚労省で35人をほとんどがやっておりますけど、30人です。それと、各学校にタブレットがクラス分ずつ御用意をいただいているということですね。それから、非常に、今度、教育委員会、福祉課が一体化で、子育てと教育が充実していく環境が整ってきたということ、このことも非常に喜びだと感じております。県内でも非常に環境状態がよいということは、学校内の先生方も非常に評価をされております。大変喜ばしいことだと思っております。

それでは、1つ、学校の支援についてです。先ほど申しましたように、現在では、うきは市は、1・2年生が30人学級、3年生から6年生が40人です。こういう状況の中で、低学年では細やかな指導が行き届き、非常に指導がしやすいということです。試験的に午前中5時間授業を御幸、千年がやっております。

また、体力、学習面においては、体力は、どうしたことか、各学級ともに、体のやわらかさが全国平均よりちょっと下なんです。体がかたいということでもあります。学力面は、私の把握している中では、全国平均は常にいっていると感じております。また、新学習要領で、小学校のALTの先生の配置も、カナダのグレッグ先生がおいでで8校を隔週で回られているということです。在籍は千年だそうです。そして、1・2年生にも少しの指導をいただいているということでもあります。

平成16年、文部科学省が、1年生に35人、2年生から6年生に40人、平成17年から、2年生に35人と、クラスの人数を少なくして細やかな指導がいくようにという指導ということで、文部科学省がそのように指導をされたわけでございます。

全国的にはどのようになっているかなと思いましたが、ほとんどが、やはり1・2年生35人学級であります。3年生から6年生が40人です。名古屋市のほうに少し、30人学級のところがあるようには聞き及んでおります。小学校に上がる前の幼児教育のICT教育では、県内が

12、九州で30園がICT教育をされているというような状況の中です。

市内小学校について、1・2年生に限り、市独自の施策として30人学級を実施しておりますが、学校や保護者から、とても指導しやすく、学力向上につながると評価をいただいております。このことを3年生まで行えないかという要望の質問でございます。

3年生は、私も、3年生といいましたら、9つですね、年が。非常にやんちゃで難しい時期であると同時に、学年におきましては、基礎となる部分の大切な学年でございます。学校においては、上級生に行くのに非常に基礎の部分が大事な年でございます。そういうことからして、30人をもう一つお願いできないかなと心から願っての質問でございます。

普通学級、特別支援学級もありますが、各クラスには、ちょっと個性の強い子供さんも含まれていらっしゃるということも確かではございます。こういうことからして、私は個人的に、教育には人の支援、それと物、それとお金がないと、子供たちの能力アップにはつなげられないというのが思いでございます。こういうことからして、きめ細やかな指導ができる、子供たちの学習の理解もアップするように、3年生という、そのときは、その瞬間しかございませんので、3年生の少人数学級、30人学級を実現していただきたい。何かを節約してでもお願いできないかということを申し上げたく、質問としました。

現場の先生方に聞きますと、4年生になりますと非常に子供さんが落ちつくそうです。それで、十分40人でやっていけますということだそうです。1・2年生で30人学級、30人はいらっしゃいませんが、それが1つになりますと、非常にクラスに落ちつきがないということでもあります。そういうことで、1番の質問を終わります。1番の1を終わります。

それから、2つ目、学校における支援員の補助は重要な役割を担っています。支援員の待遇改善はできないのか。また、支援員としての自覚やスキルアップのための支援員の合同研修は実施なくてよいのかという質問でございます。

支援員は、非常に先生方の授業のサポートで力を発揮していらっしゃるということだそうです。授業は全くしませんが、やはりクラスをちょっと外すときに見ていただくとか、授業の進行の理解ができているかどうかを見ていただいたり、子供さんのノートがとれているか、そういうところに目配りをさせていただいております。授業には絶対欠かせない支援員ですが、とても待遇が低く、今後、支援員制度が成り立っていくのかなという心配もございました。

このように、授業に欠かせない支援員であるということで、少しずつでも待遇の改善ができればと思い、質問をいたしました。先生方の安定的な授業進行に力を注いでおりますし、このことが子供たちの安定にもつながっております。そういうことからして、支援員の役所での立ち位置がどのようになっているかは、私、不明であります。そこら辺に目を配っていただければと思いの質問です。

それから、3番目、社会教育主事は、社会教育法に基づき、市の教育委員会に置くこととされております。専門的な職員であり、地域の社会教育事業の企画・実施、専門的な助言と指導を通して、地域住民の学習活動の支援を行うことを担っておりますが、社会教育関係団体や自治協議会の生涯学習活動への支援者として今こそ必要だと思っております。

私の調べたところによりますと、社会教育主事というのは、昭和の50年ちょっと前ぐらいから始まったと記憶をしております。文部科学省が、市町村の社会教育の指導体制の弱体により、退職した教職員さんに主事としての活動を依頼したということが始まりだそうです。

過去には、覚えている範囲内で、齋田町長、また、怡土市長、泉教育長さんも、この社会教育主事の資格を持っておられたと記憶をしております。過去には、毎年1人ずつぐらい研修に行かれて、庁舎内に6人から7人ぐらい、いらっしゃったのではなかろうかと思いますが、過去は国よりの支援がありまして研修等に行っていたと思いますが、今は各自治体での研修と、出張しての研修というふうになっているように、調べましたら、なっているようです。

文部科学省におきましての、重複になるかもしれませんが、専門職である社会教育を担う者に対する、専門的な、技術的な指導・助言に当たる役割を担うということでございます。例を言えば、図書館、博物館、子供会、今はありませんが、青年団、婦人会等の指導もされていたと思います。PTAとかサークル団体、指導者に対してのアドバイス、学習講座、企画などなど、いろんな指導・助言をされている、この主事でございます。

今のところ、うきは市に何人いらっしゃるか毎年育成はされているのか。また、今、関係団体、また、そこに大切な自治協議会の活動、こういうものにも非常に役に立つのではなかろうかと思っております。広報でのアピール等は見たことがないような気もいたしますが、そういうところがどうなっているかということと、今いらっしゃるとすれば、活動状況はどうかということをお尋ねしたいと思っております。

社会教育主事が団体に入りますと、非常に団体が活性化していたのを記憶をいたしております。こういうことでの質問でございます。1回目を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、小学校の支援について大きく3点の質問をいただきましたが、このことにつきましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、30人学級を3年生まで拡充することができないかとの御質問ですが、小学校の学級編制につきましては、1年生が35人、2年生からが40人を基本とされていますが、うきは市では、独自の取り組みとして2年生までを30人学級としております。このことは、議員が申されておりますとおり、児童にとっては、授業の内容理解を高め、学力の

向上につながっていると考えられますし、教える教師にとっても、個人の理解度にあわせた授業ができ、また、負担も軽減されると思われます。しかしながら、30人学級を3年生まで拡充することは、現時点では予定しておりませんが、状況に応じた学校支援員の配置等、さまざまな手法を用いて児童が学びやすい環境をつくっていきたくと考えております。

2点目の、学校支援員の待遇改善及び研修の実施等についての御質問でございますが、各学校には、学校支援員が、小学校12名、中学校2名、特別支援学級支援員が、小学校7名、中学校1名が配置され、教師の授業を支援いたしております。支援員が学校教育の現場において重要な役割を担っていることは十分認識をしているところでございます。

御指摘の学校支援員の待遇改善につきましては、来年度から導入予定の会計年度任用職員制度の運用で対応してまいりたいと考えております。また、支援員としての自覚やスキルアップのための支援員合同研修等の実施についてでございますが、支援員の方々は、それぞれ年齢差やキャリアの違いがあり、研修実施が十分効果を発揮するか不明な点がございませす。まずは、支援員各個人の性格やキャリア、また担当する学級の状況を校長等が把握して、OJTで細やかな指導を行うことが重要と考えております。

3点目の、社会教育主事の教育委員会への設置についての御質問でございますが、社会教育主事は、社会教育法第9条の2において、都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くとなっており、職務といたしまして、同9条の3第1項に、社会教育を行う者に専門的、技術的な助言と指導を与えるとしています。現在、社会教育主事の資格を得るには、学歴や所定単位、経験年数などの要件により、市町村の職員が容易に取得できない状況があります。福岡県における令和元年度の世界教育主事の設置状況を見ますと、県の社会教育課や教育事務所、施設等の職員の合計が51名、そのうち北筑後管内は7名となっています。市町村の職員では28名、そのうち北筑後管内では久留米市に1名という状況であります。

うきは市教育委員会におきましては、現在、嘱託職員として2名の社会教育主事有資格者を配置しており、生涯学習、社会教育行政の視点に立った取り組みについて助言をいただいたり、協議を行いながら授業を進めることといたしております。さらに、地域住民の学習活動においては、北筑後教育事務所の社会教育主事にも指導や助言をいただきながら支援を行うよう努めております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

それでは、30人学級の依頼ということで、児童が学びやすい環境を保っていきながら頑張っていくということでしたが、学校現場2校ほど私も参りましたところ、本当に教育環境のいい中で、もう、その1点をお願いできたらというような、力強い先生方の言葉でござい

ました。3年生は、とても、先ほど言いましたように、今まで2クラスが1つになるということもございしますが、非常に、お兄ちゃん、お姉ちゃんみたいで、やんちゃが非常に残っているというようなこととございますので、その基礎部分の大事な勉強の時期でございますので、なるべくならば教育に人と物とお金と、先ほどから言いましたように、その子の、その瞬間は、そのときしかないという思いがございますので、教育については、お金がかかるのは大変申しわけないですけど、その子の財産でございますから、その分の手をかけていただきたいという思いが非常にございます。

私も青少年健全育成の役員をしておりましたが、うきは市の子供さんは大変落ちつきがあって、非常に犯罪が少ないと。本当に理想的な市でありますねということでしたけども、そういうことも低学年の30人学級、そういう大事な時期の行き届いた細やかな教育の中のあらわれであるのではなかろうかということとをずっと思っておりました。教育現場の先生方からも、ひょっとすれば教育委員会のほうや、教育長のほうとかに、あれだけ30人を希望されているということは、要望、意見書なんかが出ているのではないかなという思いもしたところでございます。

現場の先生が一番子供たちのことをわかるんですね。本当に子供たちに愛を持って指導をされておりますので、本当に言われる言葉の中に深みを感じます。大人の私たちは少々の辛抱はできますけれども、将来のうきは市を担う、また、日本の将来を担っていく子供たちです。しっかりと、その基礎部分を細かくしていただいて、格差が家庭であっても、学校では格差のない教育をお願いしたいという、熱い気持ちできょうは申し上げております。

きょう、この場で、できます、できませんの返答をいただくとは思っておりませんが、一度、教育長並びに市長、副市長ともども一度顔を合わせての協議ぐらいはしていただけたら、私のこの気持ちも少しは報われるといいますか、じゃなかろうかと思っております。一番わかっている教育現場の先生、その先生の力強い要望でもあるということをお理解いただいて、このことを少し前向きに考えていただきたい。二度とない、そのときのその時間なので、何よりも大切なうきは市の私達の子供でありますから、しっかりとお願いをしていただきたいと思っております。人生の1ページである3年生ということとありますので、ぜひよろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、支援員は、今度の給与改定のところにのっとり改善をされていくということで、大変うれしく思っております。今後が、支援員の希望が途絶えて、この制度が成り立たないのではないかと心配でしたので、きょうは質問といたしたところです。

交流はなくて、各学校での校長先生を初め、先生方の研修でしているというようなこととありますが、支援員さん同士、顔もわからない、どういうふうに行われているかもわからないでは、まず、やる気、そういうスキルアップ、そういう部分もあるかと思われましたので、年に一度ぐらい

はいいのかなと思いましたが、私の考えたところ、支援員さんというのは、その校区内だけの行動ではないだろうか。区外から出ますと保険等の問題もあるのではなかろうかと個人的に思った次第ですが、聞いてみましたら、遠足とかマラソン大会とか、そういうのには別段何も関与していないというところですので、多分保険関係の問題があるのではなかろうかと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 学校教育課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 瀧内学校教育課長。

○学校教育課長（瀧内 教道君） いわゆる支援員の方が授業の一環として校区外に出たときの傷害とか、そういったことの保険かと思えますけれども、それにつきましては、保険適用になると思えますので、そこは支障ないかと思えます、はい。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） そうですか。私が、遠足等にもついていらっしゃっていないということを知りましたので、そういう関係があるのかなというようなことを感じた次第でございます。そうでありましたら、しっかりと支援員に対しては今後も目配りをしていただいて、しっかり子供たちの学力アップ、それから、学校での生活の力になっていることですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

子供とかかわっておりますので、遠足とかマラソン大会とか、そういうののかかわりも少しさせていただくと楽しみの部分もあるのかなと思っております。できましたら、そういう保険対応もあるということでしたら、今後、交流の場も、支援員同士の交流の場も設けていただいたら、大変スキルアップ、また、やる気を出す支援員も出て、より以上のやる気も出てくるのではなかろうかと思ひますので、その件もよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、社会教育主事は、現在、そのように難しい、主事の資格を取るのが難しくなっているということは、ちょっと考えも及びませんものでしたから、なぜ社会教育主事の言葉が余り流れてこないのかなということを感じました。昔は職員の方が年に1人ずつぐらい、福岡あたりに行って研修を終え、その資格を取っていたと聞いておりますが、大変難しくなっているということで、久留米市のほうからとか教育事務所のほうからとか応援をいただひての活動ということをお聞きしましたが、自治協議会ですね、自治協議会が活性化するということが大変重要と思ひますが、各種団体が活性化すれば、私は、おのずと自治協等も活性化してくるのではなかろうかと思ひますが、よそからの派遣、うきは市には2名いらっしゃるということでしたから、活動の場を広げていただきまして、そして、団体、サークル、リーダー等に指導の場を広げていただきまして、そういう方からして自治協議会の活動へと足を運ぶことも私は1つの手だと思ひておりま

す。

非常に昔は盛んに活動し、また、職員の方も、この免許を取っておられる方は役所内にも団体のリーダーを寄せて、しっかりリーダー研修をされたりしておりました。そしてまた、お声をかけていただいて、英彦山青年の家とか、そういうところにリーダーと一緒に足を運び、勉強をしてまいりました。そういうことが非常に欠けているのじゃないかなと。デスクの上だけの指導ではなくて、やはりフットワークを軽くして、そして足を運びながらやるということがないと、どうしても活性化しませんので、そういうことをぜひお願いをしておきたいと思います。

今の教育主事は、教育委員会のほうにおられるのでしょうか、場所は。どこにおられますでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 生涯学習課長に答弁させます。

○議長（櫛川 正男君） 井上生涯学習課長。

○生涯学習課長（井上 理恵君） 生涯学習課の井上と申します。

社会教育主事の有資格者は、現在、歴史民俗資料館に、吉井に1名、それから浮羽に1名所属しております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 歴史民俗資料館にいらっしゃるんですね。歴史民俗資料館のほうにいらっしゃるといのが、ちょっと意外でございましたが、教育委員会のほうにいらっしゃるといのがベストなのではなかろうかと思えます。そして、皆さんが気楽に要望があれば出向く。昔の指導方法とまたちょっと違う現代の流れのリーダー研修とか、そういうものではなかろうかと思えますが、まずは昔と今と団体のリーダーとか活動とかフットワークというのは変わらないと思えますので、そういう方を教育委員会のほうに置いていただいて、皆さんが、やっぱり常にコミュニケーションをとりながら活性化する、そういうこと、それを持っていかないと、歴史民俗資料館にそういう方がいらっしゃるとい頭は全くありませんので、そこら辺は、いる場所がちょっと違うのではなかろうかと思えますので、そこら辺をもう一度考えていただいて、社会教育主事としての活動を活発にやっていただきたい。手が足りなければ、依頼をしてでも、しっかりとリーダー研修、それから自治会のリーダー研修、そういうものを活発にさせていただいて、そういうものから自治会の活動は始まっていくと私は思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。最後の答弁をお聞きして、次に移りたいと思えます。全体1から3までの最後の答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 重ねての答弁になりますが、まず、30人学級につきましては、先ほ

ど申しましたように、多様な指導方法の工夫等の中で考えてまいりたいというふうに思います。

2点目の、学校支援員につきましては、やっぱりいろんな学校支援員の状況がある中、いろんな学級の実態がある中、学校でのOJTを基本として対応させてまいりたいというふうに思っております。

それから、社会教育主事資格については、これが一番ネックになりますのは、生涯学習課の職員が一番忙しい4月とか8月に、長期にわたって免許取得に行かなくてはいけないというところでございます。したがって、現在、うきは市の教員を北筑後教育事務所の社会教育主事のほうに派遣しております、この者に、うきは市に関するいろんな場面での指導、子供会の指導とか、そういったものを依頼しながらも対応させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 最後に、1番の3番につきまして、社会教育主事につきましてですが、今後、自治会の活性化等になりますと、2人ぐらいの主事さんでは間に合わないところがあると思いますので、私の記憶の中からは1カ月ぐらいの研修が必要だと思っておりますが、1カ月研修をしてでも、そういう方は人数を多く控えていただいて、フットワークも軽く指導に従事していただきたい、そのように思っております。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、2番の、带状疱疹の予防についてです。

80歳までに3人に1人が発症すると言われており、50歳以上での発症が7割を占めております。発症すると神経疼痛を伴い、強い痛みを長期間抱えることも多く、発症予防として50歳以上に適応水痘ワクチンの接種が必要と思いますがどうかということです。これは、国民健康保険削減のためにも、少しの補助の創設と呼びかけの充実ができないかということです。少しの補助をすることでワクチンの呼びかけをしやすくなりますので、推進をしていただきたい。非常に多い病気でございます。神経の後遺症も長く続く場合があり、このことから高齢で体が弱るケースも多く、予防が必要と感じております。

带状疱疹は、水痘と同じ水痘带状疱疹ウイルス、VZVにより起こります。現在、1・2歳児の方が水痘ワクチンによる定期予防接種が2回行われていると思いますが、水痘の発生が、そのことによってすごく減っております。水痘というのは、水ぼうそうですね、これがすごく減っております。このことによって、带状疱疹発生の接触免疫のアップができずに、かかりましたら、非常に重たい発生が、発生して重たくなり、増加していくというようなことでございます。ブースター効果が得られにくくなっているという、このブースターというのが、免疫機能が高まる効果が非常に得られにくくなっている。水ぼうそうにかかっている人が少ないから、免疫性ができ

ないから、かかったとき、非常に高齢で、もう加齢で体力がないときにかかったら、非常に重症になるというようなことをございます。

こういうことで、もう、たくさんの方が、この帯状疱疹というのにはなられております。先ほど人数を申しましたが、このように発生率は多ございます。そういうことで、これを、ワクチンを接種したことで保険料はすごく違うのではなかろうかと感じた次第です。こういうことでありますので、その推進と。わずかでもよろしいですから補助を出しての推進をお願いしたら、もう国民健康保険料ぐらいのことではないと思います。1回目の質問を終わります。そのことについて、答弁をよろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、帯状疱疹の予防について、予防接種に対する補助と周知、啓発について御質問をいただきました。

成人、特に高齢者に対する感染症対策として、市ではインフルエンザや肺炎球菌の予防接種の費用を助成することにより、接種率の向上を図り、疾病の発症や重症化の予防に努めているところでございます。

御質問の帯状疱疹につきましては、年齢とともに発症率が上昇する傾向があることから、高齢化が急速に進行している我が国においては、今後ますます患者の増加が予想される疾病であります。帯状疱疹は、治療薬の開発により、以前に比べると、その治療は容易にはなったものの、現在でも、治癒した後に長期間、痛みが残るケースが少なくなく、その場合、日常生活に支障を来すこともあるため、できれば帯状疱疹の発症を予防し、発症した場合には早目に治療することが重要となってまいります。

2016年3月、小児用水痘ワクチンに50歳以上の帯状疱疹に対する効能が追加され、予防のためのワクチン接種が可能となりました。議員御提案のとおり、ワクチン接種も有効な予防法の1つであると考えますが、帯状疱疹は免疫力の低下によって発症するため、その予防のためには、まず、日ごろの体調管理が重要であり、食事や睡眠をしっかりととり、適度な運動やリラックスした時間を持つことでストレスを減らし、免疫力を低下させないようにすることが大切であると考えております。

帯状疱疹を初め、破傷風や百日ぜきなどの感染症を予防したり、感染しても軽く済ませることを目的に、成人に対するワクチン接種が推奨されているものもあります。このため、市の取り組みといたしましては、まずは広報や出前講座などを通じて市民皆様へ情報提供を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） 2回目です。

帯状疱疹ですね。これは非常に後遺症を抱えている方がいらっしゃいます。それがために、長く病院に通っていらっしゃる方もおられます。知ってある範囲では、洗髪がされない、顔が洗えない、じゅくじゅくといつまでも傷が残っている、神経疼痛である、そういうことも割と多くの方が抱えていらっしゃいますので、このワクチン接種ということをぜひ考えていただきたいと思っておりますが、この場に保健課長もいらっしゃいますので、保健課長の御意見もちょっと伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 保健課の原でございます。

今、市長のほうで答弁いたしましたように、数年前から帯状疱疹を予防できるワクチンが認められたということで、これは非常に意義があることではないかなと。非常に画期的なことなので。これまでは、治療薬は、いい治療薬が開発されて治りはよくなったとは思いますが、議員がおっしゃるように、病気の後に重い神経痛とかが残る方も数多くいらっしゃるようですので、できれば、かかる前に予防するのが一番だと思います。

ただ、今の私のほうでいろいろ調べたところ、今のワクチンは生ワクチンで、妊婦さんとか免疫の低下のある方とか、まだ予防接種が打てないような方もいらっしゃいますし、まだこのワクチンを接種して年数が数年しかたっておりませんので、ワクチンの予防期間の検証がまだ不十分だというようなことも言われておりますので、やらないわけではございませんけど、少し様子を見させていただこうかなと思います。

また、これ以外のワクチン、先日の新聞にもたまたま出てたんですけども、やはり大人にも必要なワクチンが今いろいろあるということで、先ほど市長が申し上げたとおり、百日ぜきとか破傷風とか、この帯状疱疹もですけども、以前、小さいときにかかって免疫を持っていたも、年齢とともにどんどん免疫力が低下して、今50歳、60歳になって、こういった病気に感染して症状が重くなるというようなことがあるので、やっぱり定期的に予防接種というのは必要だと思っておりますけれども、やはり、ちょっと財政的に今、予防接種の費用をうきは市、1億円をもう、予算規模で1億円を超えておりますので、なかなか全ての予防接種に対して公費で補助をするというのがなかなか厳しい状況もございますので、そのあたりを十分検討をさせていただきたいと思っております。まずは、市民の方に対する啓発を十分行っていきたくと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。

市長が申しましたように、睡眠をとり、栄養をとり、しっかりと頑張っていっても、それがで

きないのが加齢でございます。年がいったら、なかなか体力が戻らないというのが、そうでございます。それで、割と高齢の方が非常にひどい帯状疱疹になります。それで、課長のほうが、きっぱりと、できませんと言われるようなことでもございませんでしたので、啓発をしていただいて、そして、その中から、そうこうしていると国のほうも、これだけ、私も調べてみて、びっくりいたしました。これだけ多い帯状疱疹のなる可能性の率が高いものですから、国のほうからでも何らかの指示があるかもわかりませんが、このことについては、目を外さずに、しっかりと保健課のほうでも頭に置いていただいて、まずは啓発からでも結構ですので、よろしく願いをいたしておきます。

そして、先ほど、予防についての予算はもう1億円を超えているというお話でございましたが、その中でも健康に関することは大事でございますので、補助といっても、たくさんの補助は必要ないと思います。推進する上で、全く補助なしというのも何でございませんでしたので、幾らかの補助をすれば推進もできやすいかと思っておりますので、そういうことも頭に置きながら、今後、注視していただきたいと思っております。どうぞよろしく願いをしておきます。

それでは、時間があと15分になりました。3つ目、市民大学についてです。

市民大学は、学び、生きがいつくり、活躍の場などの講座であります。議場で、いつも子供たちが伸び伸びと発言します。子ども未来学部の壱岐島夏休み感動体験については、個人負担が1万8,000円でございます。経済的に出せない子供さんについて、5・6年生で一定の枠を決め、少人数でも支援できないかという質問です。子供たちに体験のチャンスを与えたいということです。

私が議員になったときの当初が、子ども議会等をするのが非常に大事だなということで、子ども議会の提案をしたいということになったのも覚えております。その中で、子供たちが毎年の子ども議会でも夏休み体験を伸び伸びと目を輝かせて体験したことを語り、市長に向かって、いろんなアドバイスやアイデア等を出していただきますが、そのときの子供の顔が余りにも生き生きして、本当によかったなと毎年思っております。これと同時に、行けない子供さんがいるんだということも思いましたら、体験に行けば、学校では本当に大きな話題の1つにもなっているだろうと思えますし、自分たちには関係ないんだという思いもさせてはどうかということも思いません。

いろんな子供さんもいらっしゃいます。医療的ケアが要る方、それから、個人的サポートをしなくちゃいけない方もいらっしゃいますが、この経済的な子供さんについては、元気であれば行けるという状況ですので、ぜひ考えていただきたい。それも一部負担とか、全面免除ではなくても一部負担とか、全額免除ということもございませんでしたが、一部負担等でもいいかと思えます。うきは市の子供でありますので、全く家庭の格差は知らないということではなくて、子供たちが、

いろんな体験をして伸び伸びと大きくなるということも、非常に大事なうきはの財産でありますので、そこも考え合わせながら、そういう考えは、ぜひできないものかという思いで質問をいたしました。

それから、2つ目、講座の、いきいき学部に、囲碁、将棋の仮称「おやじ塾」を開設し、広く日本文化の伝承ができたらと思いたしますがどうかという質問です。市民の方で、囲碁、将棋を学びたいという方が割と多くいらっしゃいます。どこで学んだらいいかもわかりませんので、1つ、日本の文化の1つであります。そういうことで、子供や男女を問わず、年齢を問わず、楽しく広めていただきたいという思いがありますので、こういう囲碁、将棋ができる方を募り、講座開設にお力添えをいただけないかということでもあります。

高齢になったら、認知症の予防にもなりますし、今はマージャン等も認知症予防であっておりますけど、やはり日本の文化でございますので、囲碁、将棋は非常にいいのではなかろうかと思っております。高齢になって頭の中の活性化がされ、今、問題になっております認知症を回避できるのではなかろうかと思っているような次第です。こういうことの開設にお力添えをよろしくお願ひしたいということです。この2つの1回目を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、高木市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは市民大学について大きく2つの質問をいただきました。このことに関しましては、教育長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 1点目の、子ども未来学部、壱岐島夏休み感動体験の募集における負担軽減枠の設置についての御質問でございますが、市民大学子ども未来学部の壱岐島夏休み感動体験は地方創生事業の1つで、うきは市内の小学校の子供たちが、ともに学び、うきはから海の町、壱岐島を体験することにより、改めて、うきはに対する思いや新たな発見を子ども議会という中で提案し、郷土に対する愛着や自立心、創造する力を育む事業でございます。

この壱岐島夏休み感動体験事業は、多くの児童に参加していただけるよう、本年度から小学校6年生の初めての参加者を優先して募集いたしております。個人負担額につきましては、鷹取登山では、生涯学習センターに泊まったり、調理室で食事をつくったりと経費削減に努めながらも、実際の経費として1人当たり約6万2,000円かかっており、個人負担額として1人当たり1万8,000円、経費の3割弱の負担をお願いしているところです。通常、バスハイクなどの事業を行う場合には経費の5割から7割程度の個人負担をお願いしていますが、青少年育成に対する事業であることを考慮して、通常より低い負担割合とさせていただいております。社会教育の事業の中では、個人負担に差を設けるのではなく、青少年育成、子育て支援のため、参加者全員の家族に対して負担軽減を図るという考えで事業を行っていることを御理解いただきたいと思

います。

2点目の、いきいき学部の将棋、囲碁講座、仮称「おやじ塾」開設についての御質問でございますが、市民大学いきいき学部は、高齢者が健康と生きがいがづくり、高齢者学習の充実と社会参加活動の促進を図ることを目的とした学部で、令和元年度は169名の皆さんが在籍しています。いきいき学部の対象年齢は60歳以上で、毎月1回いきいき教室を受講し、8つの課外活動で絵手紙教室や詩吟などを行っています。

新規で開設した講座としましては、平成30年度に、市民の皆様からの御要望により、課外活動の1つに川柳教室が誕生しました。本年度、その川柳教室は、もっと年齢の枠を広げて、18歳から受講できる一般教養学部の自主運営講座として新設されているところでございます。

このように、講座の開設は、市民の皆様の御要望により、5名以上の受講生が集まれば必ず実現することができ、新しい仲間との出会い、学びが広がっていきます。囲碁、将棋においても、おやじに限らず、女性も含めて仲間を集い、充実した学習を行っていただき、若い人たちへ日本文化の継承を行っていただきたいと思っております。

市民大学は、いきいき学部や一般教養学部、地方創生学部で自主運営講座を活発に行っていること、また、新規に講座を開設できることをもっと積極的に周知を図るとともに、今後も市民の皆さんの声を反映した運営に努めてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） ありがとうございます。

先ほどの逆から行きます。いきいき講座の囲碁、将棋、これは、どなたができるかというのが私も把握ができておりませんので、ぜひ広報等で募りながら開設をしていただきたいと思います。

自分自身も、やはり高齢になって、家にいたり、もしくは施設に入ったりしても、こういうものを覚えておけば非常に日々が有意義に過ごせるのではないかと考えております。私も高齢になってきましたので、自分に当てはめて考えてみますと、やはりそうだなと思っておりますので、ぜひ、非常にいい文化ですので、開設の支えをよろしく願いしたいと思います。開設の折には、希望していた方に入会をお勧めしてまいりますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

それから、1番の、壱岐島夏休み感動体験、本当は6万2,000円要っている費用を1万8,000円にということでございます。私は、やはり社会に出てからの支えは、うきは市ではなかなかできませんが、子供のときのちょっとした支えは、うきは市にいるうちにしてあげたら、本当に、その中で感動する体験が幾らかの力になっていくのではないかというような思いがいたして、この質問をいたしました。それは、平等に各家庭から1万8,000円出さなくてはいけないというのはわかるんですが、子供は親というものを選べません。生まれた環境というのは現実でございます。そういう中からして、このくらいのお金で、一部負担とか1万8,000円ぐ

らいで本当に違う場所を見、みんなとにぎわいながら体験できれば、それ以上の財産だなという思いがあつての質問をいたしました。そういうことを思いながら、これも学校を離れているとはいへ、教育の一環だと思っております。そういうことでありますので、即答を願うわけでもありませんけど、今後、子供たちのこういうものに対しては、そういう思いもあるということを頭に置いていただけて当たっていただきたい。

本当にいい、これは体験活動です。でも、行けない子供がいる。どうあがいても行けない。また、中学校まで、うきは市にいても、うきはを出れば、誰も下支えがないわけですので、うきは市の下支えのできる場所で体験をさせてあげたいという思いがありますから、このことを忘れなく受け取っていただきたいと思っております。そういうことで、この件は終わらせていただきます。あと3分ですね。

事務所内機の配置、それから各種給付金等の受付場所の設定についてです。事務所の機の配置というのは非常に大事だと思っております。課長が正面、お客様のほうを向いて座っているのは非常にいい感じですね。そして、私からしますと、時間がありませんので、かいつまんで言いますが、行政の来庁者、市民の方の来庁者に対しては、職員は、1つは、私はサービス業だと思っております。そのサービス業の方が横向いて一生懸命仕事してあるけど、市民から見ると、何か対応が悪いなというような感じで見ますので、そこもやっぱり職員の、本当に一生懸命仕事してあるのに、そう思われるのも、私もちょっと目が離せないなということがありますので、るり色ふるさと館の生涯学習課はとてまございますので、正面向くような配置にしていいただいたら、非常に市民に対して感じがいい、そしてフットワーク軽く仕事をしているというイメージもありますので、ぜひ、そのようにお願いしたいと。そして、各担当課を見ますと、非常に狭苦しいので。わかります、あの配置は。でも、本当に住民の方が頻繁に来られるところは、市も、2人の方でもいいですから、机をやはりカウンターのほうに向けていただく努力をしていただくと非常に感じがいいと思います。

福祉事務所の所長、末次所長、あんなきれいな方が、福祉事務所に行きますと、陰になって全然見えないんですね。もう本当に、どこにいらっしゃるか、スマートですから、なおさら見えません。それで、本当、やっぱり顔が見えるということは、非常に感じがいいですので、そのことを御検討いただければと思います。

また、2つ目に、国の施策であります、非課税世帯のプレミアム商品券の発売が下のほうであっておりますが、これには、7月15日号、詳しく載っておりますけど、対象者が非課税世帯、所得の少ない方、3歳半未満の方を対象ですので、余りにもオープンなところでされてありますので、ちょっと、やっぱり買いたいけど買いたくないという声もあるや否や聞いております。それで、やはり個人情報、プライバシーと、非常にある部分では強く言っておられる中に、非課税

世帯対象者、所得の低い方の対象者に対して、余りにオープンなところでされてあるということで非常に気になりました。今後、そういうところも考え合わせながら、非常にいい施策でうれしく思いますが、そこら辺にもちょっと思いやりをしていただいて、今後よろしくお願ひしたいと思っております。そのことの御意見をちょっと伺って終わりたいと思います。

もうないですね、はい。

○議長（櫛川 正男君） 質問、答弁で1時間でございますので。

○議員（11番 上野 恭子君） はい。済みません。それじゃ、そういうことで、言っただけでございましたけど、ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、11番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、本日の議事日程は終了しました。

御連絡します。あす9月10日は午前9時より議案質疑を行いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

本日は、これで散会します。

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後3時32分散会
